

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

計画見直し前（～令和2年度）	計画見直し（案）（令和3年度～）	変更理由
<p>＝第1部 序 論＝</p> <p>1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題の一つ」として位置づけました。</p> <p>これを受けて、本市では、2006年（平成18年）3月に、市における男女共同参画の方向性を示した「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。その後、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、2010年（平成22年）に中間見直しを行い、この中間見直しに合わせ、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「京丹後市男女共同参画条例」を制定し、2011年（平成23年）7月に施行しました。</p> <p><u>このたび、現行の「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」が平成27年度で終了することから、同条例の基本理念に基づき、今後の本市における男女共同参画を一層推進するため「第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」を策定します。</u></p> <p>2 計画策定の背景</p> <p>古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）にみられるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめ</p>	<p>＝第1部 序 論＝</p> <p>1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題の一つ」として位置づけました。</p> <p>これを受けて、本市では、2006年（平成18年）3月に、市における男女共同参画の方向性を示した「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。その後、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、2010年（平成22年）に中間見直しを行い、この中間見直しに合わせ、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「京丹後市男女共同参画条例」を制定し、2011年（平成23年）7月に施行しました。</p> <p><u>平成28年3月には、「第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」を策定し、男女共同参画を一層推進するための取組みを進めてきました。このたび策定から5年が経過し、社会情勢の変化や進捗状況に応じた計画の見直しを行いましたので、継続性を維持しつつ総合的かつ効果的に施策を推進していきます。</u></p> <p>2 計画策定の背景</p> <p>古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）にみられるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめ</p>	<p>計画の見直しについて加筆</p>

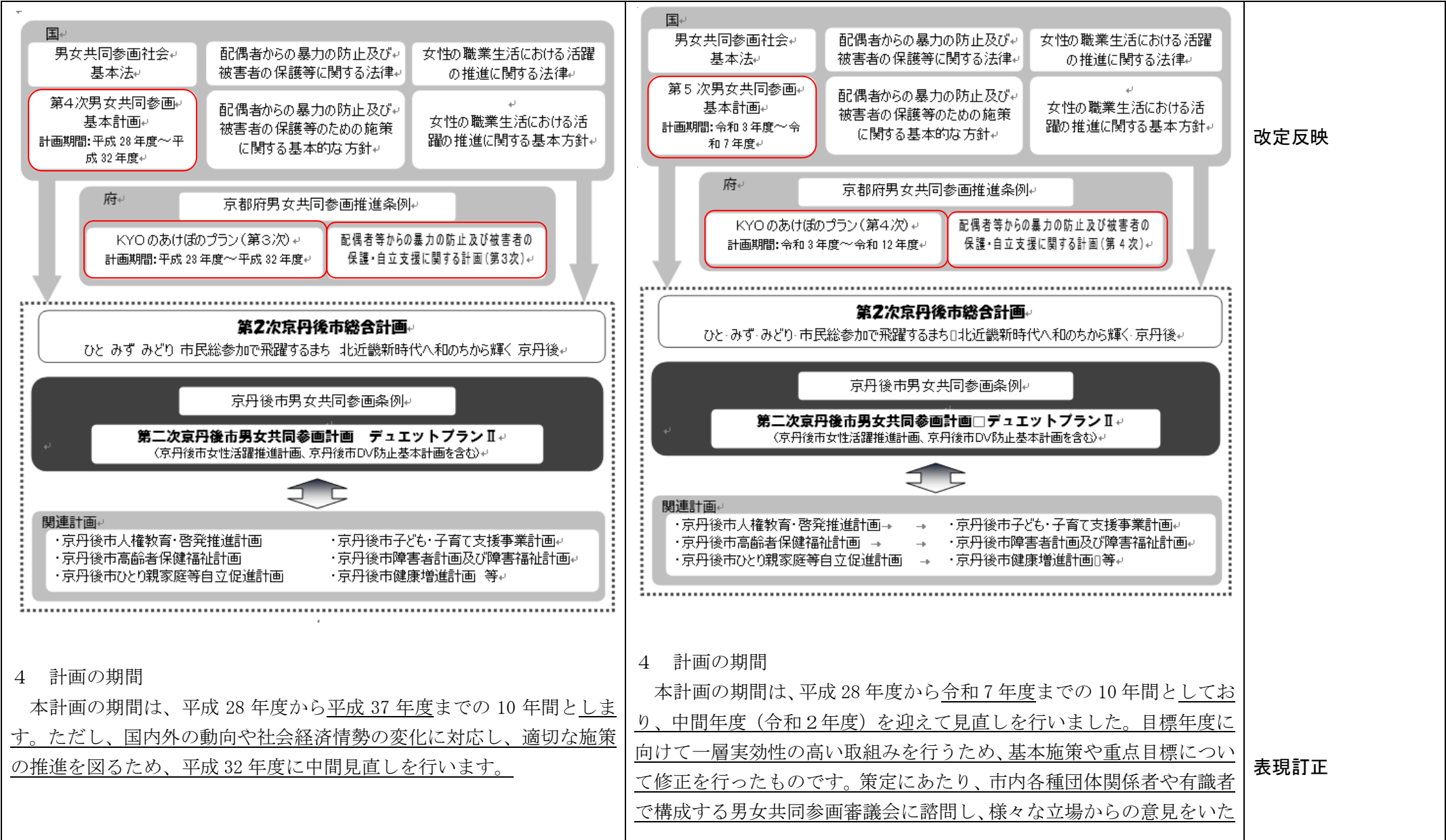
第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

<p>んの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、平成 16 年 4 月に京丹後市は誕生しました。本市を取り巻く状況としては、総人口の減少や、少子高齢化の進行等があげられます。特に高齢化は顕著で、平成 22 年の国勢調査結果によると老年人口は 30.9%に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率が高いこと等の特徴があります。</p> <p>このような背景から、</p>	<p>んの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、平成 16 年 4 月に京丹後市は誕生しました。本市を取り巻く状況としては、総人口の減少や、少子高齢化の進行等があげられます。特に高齢化は顕著で、平成 22 年の国勢調査結果によると老年人口は 30.9%に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率が高いこと等の特徴があります。</p> <p>このような特徴は、平成 27 年の国勢調査でも変わっていません。同年に国連で採択された、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の目標である SDGs を達成するためにも、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠とされており、本市の活力ある未来を拓く</p>	
<p>____男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、京丹後市の活力ある未来を拓く上でも重要な課題といえます。</p>	<p>上でも男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、重要な課題といえます。</p>	<p>表現訂正（SDGs について加筆） 近年の傾向 高齢化率（高齢人口） 35.3%</p>
<p>3 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたり、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第 3 次）」を勘案して策定したものです。また、「京丹後市男女共同参画条例」第 11 条に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。</p> <p>また、基本方針 4「人権が尊重される安心安全なまちづくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3、第 3 項に規定されている「市町村基本計画」（京丹後市 DV 防止基本計画）として位置づけます。</p> <p>さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に規定されている「市町村推進計画」（京丹後</p>	<p>3 計画の位置づけ</p> <p>本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたり、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第 4 次）」を勘案して策定したものです。また、「京丹後市男女共同参画条例」第 11 条に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。</p> <p>また、基本方針 4「人権が尊重される安心安全なまちづくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3、第 3 項に規定されている「市町村基本計画」（京丹後市 DV 防止基本計画）として位置づけます。</p> <p>さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に規定されている「市町村推進計画」（京丹後</p>	

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

<p>市女性活躍推進計画)として位置づけます。</p> <p>なお、「第2次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。</p>	<p>市女性活躍推進計画)として位置づけます。</p> <p>なお、「第2次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。</p>	
---	---	--

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表



改定反映

4 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、平成32年度に中間見直しを行います。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間としており、中間年度(令和2年度)を迎えて見直しを行いました。目標年度に向けて一層実効性の高い取り組みを行うため、基本施策や重点目標について修正を行ったものです。策定にあたり、市内各種団体関係者や有識者で構成する男女共同参画審議会に諮問し、様々な立場からの意見をいた

表現訂正

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

H26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
調査	策定										
第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ											
					中間 見直し						策定

5 男女共同参画の歩み

(1) 国の取組み

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組みが行われてきました。

1999年(平成11年)には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が成立し、これに基づき、2000年(平成12年)には、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001年(平成13年)には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行されました。この法律では、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」の防止のための取組みが強化されるとともに、被害者保護の制度が設けられました。

2004年(平成16年)には、同法が一部改正されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定され、2007年(平成19年)には、同法の全面的な見直しが行われました。2013年(平成25年)には同法が一部改正され、生活の

いただきました。

H26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
調査	策定										
第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ											
					中間 見直し						策定

5 男女共同参画の歩み

(1) 国の取組み

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組みが行われてきました。

1999年(平成11年)には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が成立し、これに基づき、2000年(平成12年)には、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001年(平成13年)には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行されました。この法律では、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」の防止のための取組みが強化されるとともに、被害者保護の制度が設けられました。

2004年(平成16年)には、同法が一部改正されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定され、2007年(平成19年)には、同法の全面的な見直しが行われました。2013年(平成25年)には同法が一部改正され、生活の

年度表記修正

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

<p>本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。</p> <p>その間、雇用の分野においては、2007年（平成19年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクションの一層の推進を図ることとされています。同年には『『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向』が示され、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。</p> <p>「男女共同参画基本計画」は、2005年（平成17年）に第2次計画が策定されました。2010年（平成22年）には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築等、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。<u>同計画では、2020年（平成32年）までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組みの推進や女性の活躍による経済社会の活性化、「M字カーブ」問題の解消を強調するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが一層進められています。</u></p> <p><u>2014年（平成26年）には、様々な状況に置かれた女性が、力を発揮し、輝くことができるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。</u></p> <p>2015年（平成27年）6月には、「女性活躍加速のための重点方針2015」が策定され、行政・経済・司法・教育等の分野における女性参画の拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法整備や生活空間を含め</p>	<p>本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。</p> <p>その間、雇用の分野においては、2007年（平成19年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクションの一層の推進を図ることとされています。同年には『『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向』が示され、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。</p> <p>「男女共同参画基本計画」は、2005年（平成17年）に第2次計画が策定されました。2010年（平成22年）には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築等、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。<u>(削除)</u></p> <p>2015年（平成27年）6月には、「女性活躍加速のための重点方針2015」が策定され、行政・経済・司法・教育等の分野における女性参画の拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法整備や生活空間を含め</p>	<p>第3次男女共同参画基本計画の説明、「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置についての記載部分、削除</p>
--	---	---

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

<p>た環境整備についての施策がまとめられました。また、8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、9月から施行されました。同法によって、市町村は事業主の立場として女性職員の活躍のための計画を策定すること、一定規模以上の民間企業は女性活躍推進のための特定事業主行動計画を策定することが義務づけられました。</p> <p>また、市町村は努力義務として、国の基本方針を勘案し、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することとなりました。</p> <p><u>(挿入)</u></p> <p>(2) 京都府の取組み</p> <p>京都府では、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」(計画期間：平成13～22年度)が策定され、平成16年度には男女</p>	<p>た環境整備についての施策がまとめられました。また、8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、9月から施行されました。同法によって、市町村や一定規模以上の民間企業は女性活躍推進のための事業主行動計画を策定することが義務づけられました。</p> <p>また、市町村は努力義務として、国の基本方針を勘案し、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することとなりました。</p> <p><u>同年12月には、あらゆる分野における女性の活躍、東日本大震災等の経験と教訓を踏まえた防災・復興施策などによる男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備などについて改めて強調した「第4次男女共同参画計画」が策定されています。</u></p> <p><u>2016年(平成28年)12月には、2015年に国連で採択されたSDGsを達成するための中長期的な国家戦略としてSDGs実施指針が策定されました。この中で、日本として更に取組みを強化すべき分野として指摘されたSDG1(貧困)、SDG5(ジェンダー)、SDG7(エネルギー)、SDG13(気候変動)、SDG14(海洋資源)、SDG15(陸上資源)、SDG17(実施手段)を含め、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた個別施策が定められました。この指針は2019年(令和元年)12月に改定され、達成年限である2030年を意識しながら一層本格的な行動を加速・拡大し、SDGs実現に取り組まれることになりました。</u></p> <p>(2) 京都府の取組み</p> <p>京都府では、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」(計画期間：平成13～22年度)が策定され、平成16年度には男女</p>	<p>民間企業が策定するものも特定事業主行動計画と記載していたため修正</p> <p>「第4次男女共同参画計画」について加筆</p> <p>SDGsについて加筆</p>
--	---	--

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

<p>共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務や府の基本的な施策等を定めた京都府男女共同参画推進条例が施行されました。</p> <p>また、2006年（平成18年）には、<u>プラン策定後の社会情勢の変化に対応し、条例と国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性にも配慮した「新KYOのあけぼのプラン後期施策」が策定され、「新KYOのあけぼのプラン」の計画期間の終了に伴い、2011年（平成23年）に「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定されています。</u></p> <p>■国、京都府、京丹後市の男女共同参画の歩み</p>	<p>共同参画推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務や府の基本的な施策等を定めた京都府男女共同参画推進条例が施行されました。</p> <p>また、2011年（平成23年）には、</p> <p style="text-align: right;">「新KYOのあけぼのプラン」</p> <p>の計画期間の終了に伴い、「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定されています。</p> <p>■国、京都府、京丹後市の男女共同参画の歩み</p>	<p>表現訂正</p>
---	--	-------------



第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

年	国	京都市	京丹後市	年	国	京都市	京丹後市
1997年 (平成9年)	男女共同参画審議会設置 (政令) 「男女雇用機会均等法」改正			1997年 (平成9年)	男女共同参画審議会設置 (政令) 「男女雇用機会均等法」改正		
1998年 (平成10年)	「			1998年 (平成10年)			
1999年 (平成11年)	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正			1999年 (平成11年)	「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正		
2000年 (平成12年)	「男女共同参画基本計画」策定			2000年 (平成12年)	「男女共同参画基本計画」策定		
2001年 (平成13年)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 (法律) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「新KYOのあけぼのプラン—京都市男女共同参画計画—」策定		2001年 (平成13年)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 (法律) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「新KYOのあけぼのプラン—京都市男女共同参画計画—」策定	
2002年 (平成14年)	「			2002年 (平成14年)			
2003年 (平成15年)	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」 「次世代育成支援対策推進法」施行 「労働基準法」改正			2003年 (平成15年)	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」 「次世代育成支援対策推進法」施行 「労働基準法」改正		
2004年 (平成16年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	「京都市男女共同参画推進条例」施行		2004年 (平成16年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	「京都市男女共同参画推進条例」施行	
2005年 (平成17年)	「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定			2005年 (平成17年)	「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平成18年)	「男女雇用機会均等法」改正	「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン2」策定	2006年 (平成18年)	「男女雇用機会均等法」改正	「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定	「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン2」策定

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

年	国	京都府	京丹後市
平成 19 年 (2007 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成 20 年 (2008 年)	「女性の参加加速プログラム」策定		
平成 21 年 (2009 年)	「育児・介護休業法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 2 次）」策定	
平成 22 年 (2010 年)	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定		「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン 21」中間見直し
平成 23 年 (2011 年)		「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」策定	「京丹後市男女共同参画条例」施行
平成 24 年 (2012 年)	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		
平成 25 年 (2013 年)	「日本再興戦略」策定、 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
平成 26 年 (2014 年)	すべての女性が輝く社会づくり本部の設置	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立施行、 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定		

年	国	京都府	京丹後市
平成 19 年 (2007 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成 20 年 (2008 年)	「女性の参加加速プログラム」策定		
平成 21 年 (2009 年)	「育児・介護休業法」改正	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 2 次）」策定	
平成 22 年 (2010 年)	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定		「京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン 21」中間見直し
平成 23 年 (2011 年)		「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」策定	「京丹後市男女共同参画条例」施行
平成 24 年 (2012 年)	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定		
平成 25 年 (2013 年)	「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
平成 26 年 (2014 年)	すべての女性が輝く社会づくり本部の設置	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 3 次）」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立施行 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定		
平成 28 年 (2016 年)		KYO のあけぼのプラン（第 3 次）後期施策」策定	「第 2 次京丹後市男女共同参画計画デュエットプラン II」策定
平成 30 年 (2018 年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		

平成 28 年以降について加筆

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

年	国	京都府	京丹後市
平成31年 /令和元年 (2019年)	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」 「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」施行 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」策定	

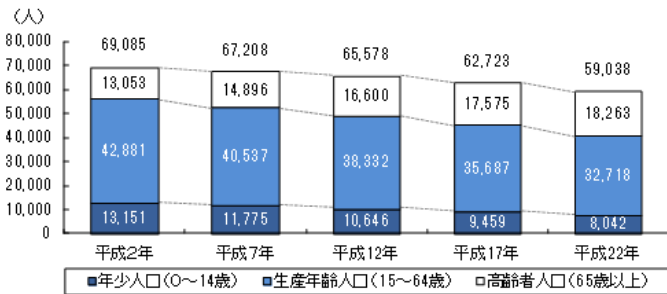
第2章 京丹後市の現状と課題

1 統計データに基づく京丹後市の状況

(1) 人口の状況

平成2年から平成22年にかけて総人口は減少しており、平成22年で59,038人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の増加が顕著であり、高齢化率は平成22年で30.9%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳人口も含むため、年齢内訳の合計に一致しません。

資料：国勢調査

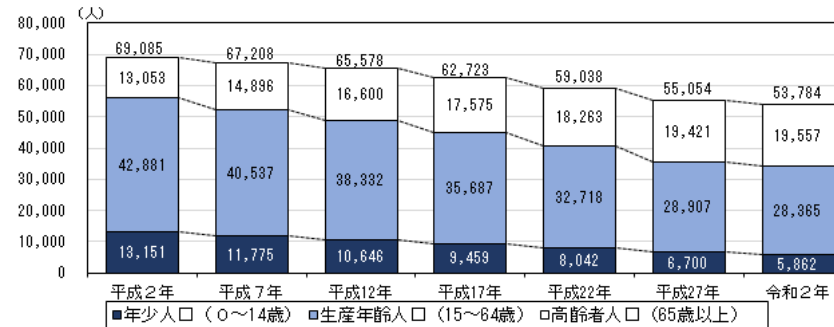
第2章 京丹後市の現状と課題

1 統計データに基づく京丹後市の状況

(1) 人口の状況

平成2年から令和2年にかけて総人口は減少しており、令和2年で53,784人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の増加が顕著であり、高齢化率は令和2年で36.4%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳人口も含むため、年齢内訳の合計に一致しません。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）、京丹後市人口推計（令和2年9月末現在）

直近のデータを掲載

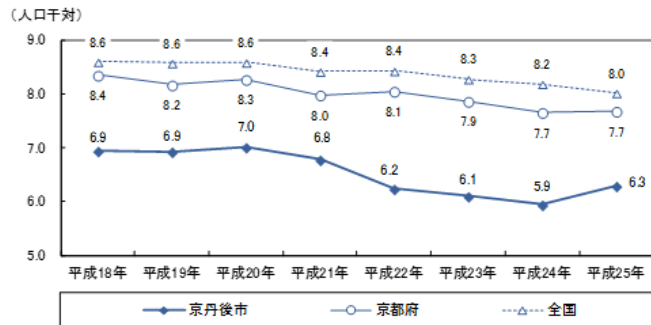
第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

新規 (②審議会後)  
男女別グラフの掲載

(2) 出生率※の状況

出生率をみると、京丹後市は平成20年から平成24年にかけて減少傾向にあります。平成25年は6.3へ増加していますが、いずれの年も全国、府より低い水準で推移しています。

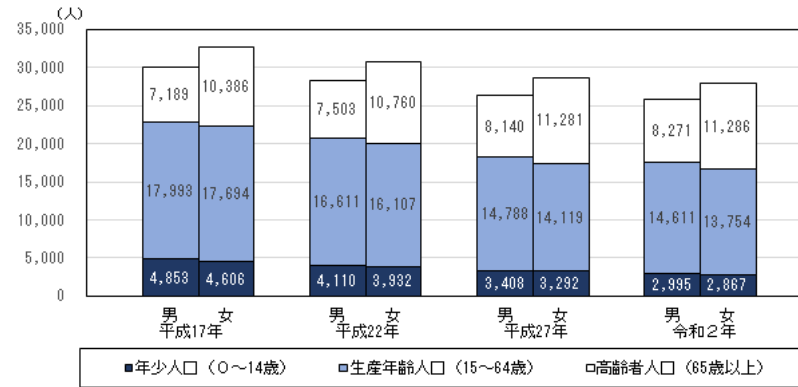
■出生率の推移



資料：住民基本台帳人口（各年12月末人口）、京都府人口総数、人口動態調査より算出

※出生率：人口1,000人あたりの、1年間の出生児数の割合。

■年齢区分別人口の推移(男女別)

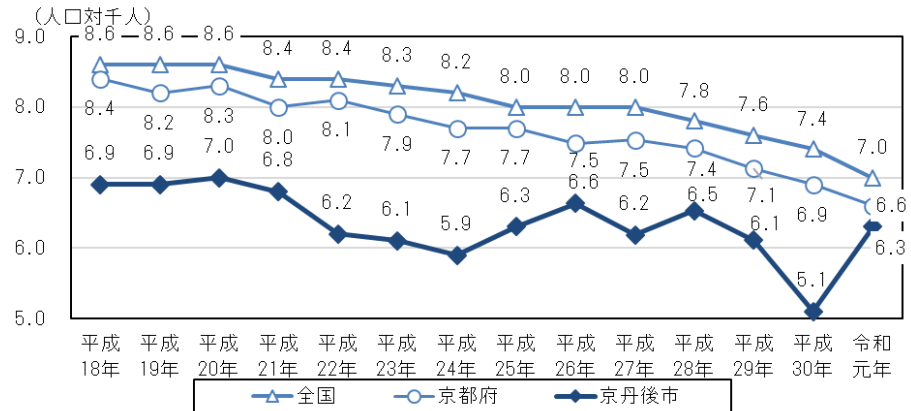


資料：国勢調査（各年10月1日現在）、京丹後市人口推計（令和2年9月末現在）

(2) 出生率※の状況

出生率をみると、京丹後市は近年増減を繰り返しているものの、減少傾向にあります。令和元年は6.3となっており、いずれの年も全国、府より低い水準で推移しています。

直近のデータを掲載



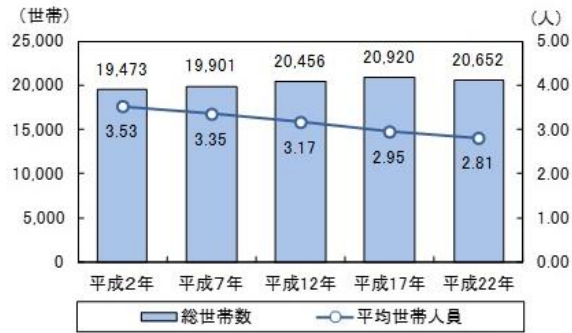
資料：住民基本台帳人口（各年12月末人口）、京都府人口総数、人口動態調査より算出  
※出生率：人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合

(3) 世帯の状況

総世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、一世帯あたり人員数は減少し続けており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

また、父子世帯及び母子世帯の推移をみると、父子世帯数は、平成12年以降増加しており、母子世帯数は、平成7年から平成17年にかけて大きく増加し、その後横ばいで推移しています。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

■母子・父子世帯数の推移



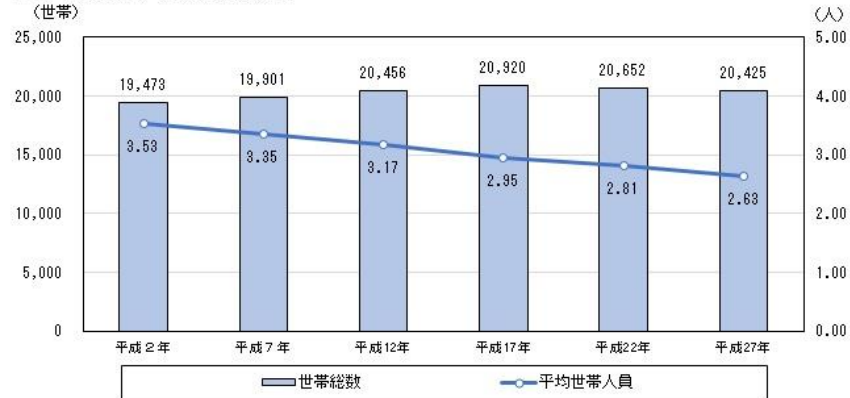
資料：国勢調査

(3) 世帯の状況

総世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、一世帯あたり人員数は減少し続けており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

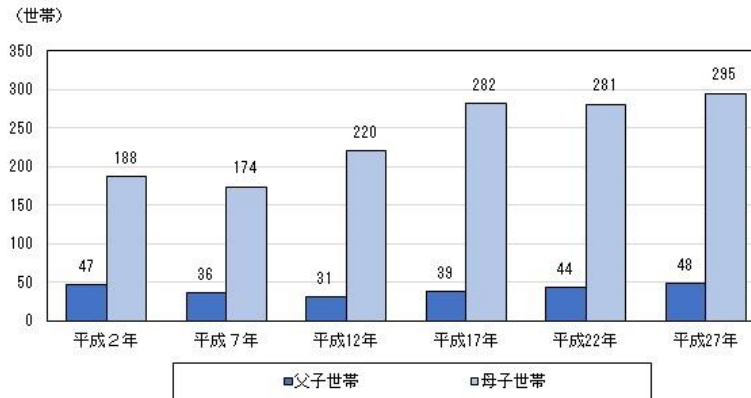
また、父子世帯及び母子世帯の推移をみると、父子世帯、母子世帯ともに増加傾向にあります。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移 (世帯)



資料：国勢調査

■母子・父子世帯数の推移 (世帯)



資料：国勢調査

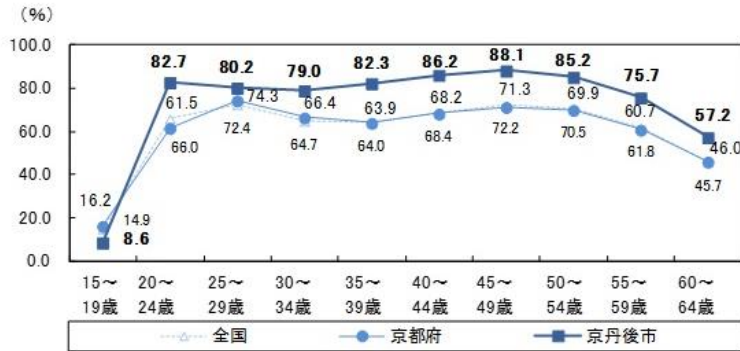
直近のデータを掲載

(4) 女性の労働状況

女性の労働力率<sup>\*</sup>をみると、女性の結婚・出産・子育て期にあたる30～34歳代で労働力率が低下する「M字カーブ」を描いているものの、緩やかな曲線となっています。全国、府と比較すると、京丹後市は20歳以降において労働力率が高い水準となっています。

また、京丹後市における平成17年、平成22年\_\_\_\_\_の女性の労働力率を比較すると、M字の谷の部分にあたる、30～34歳の労働力率がわずかに上昇しています。子育て支援の充実等により、結婚・出産による離職者が減少していることや、晩婚化・非婚化の進行等が背景にあると考えられます。

■女性の年齢階級別労働力率の比較（平成22年、全国・京都府・京丹後市の比較）



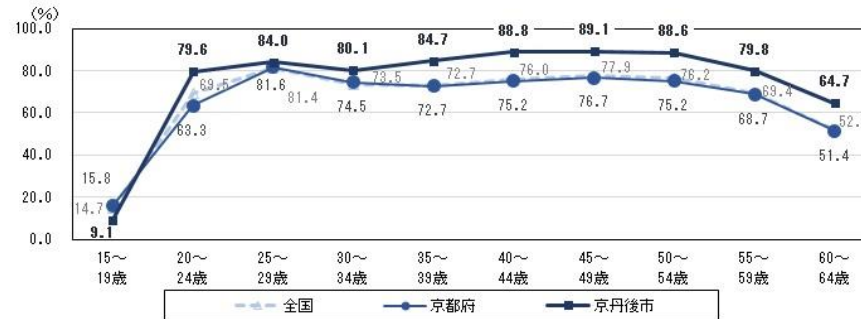
資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

女性の労働力率<sup>\*</sup>をみると、女性の結婚・出産・子育て期にあたる30～34歳代で労働力率が低下する「M字カーブ」を描いているものの、緩やかな曲線となっています。全国、府と比較すると、京丹後市は20歳以降において労働力率が高い水準となっています。

また、京丹後市における平成17年、平成22年、平成27年の女性の労働力率を比較すると、M字の谷の部分にあたる、30～34歳の労働力率がわずかに上昇しています。子育て支援の充実等により、結婚・出産による離職者が減少していることや、晩婚化・非婚化の進行等が背景にあると考えられます。

■女性の年齢階級別労働力率の比較（平成27年、全国・京都府・京丹後市の比較）

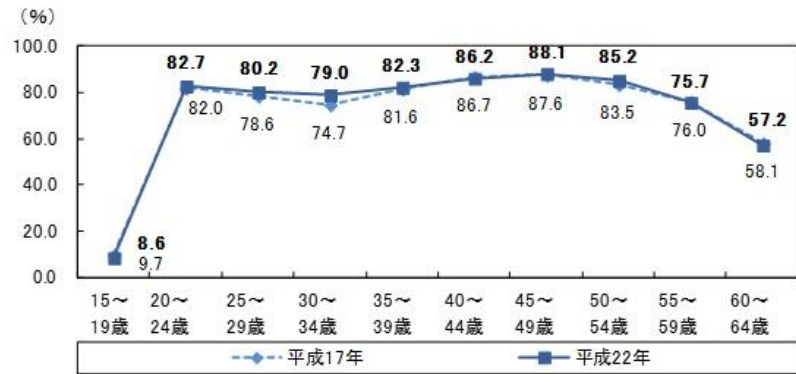


資料：国勢調査

直近のデータを掲載

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

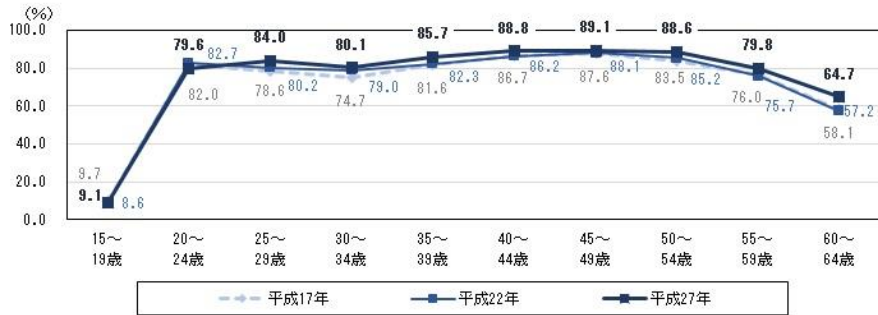
■京丹後市における女性の年齢階層別労働力率の比較（平成17年、平成22年）



資料：国勢調査

※労働力率：生産年齢（15歳～64歳）人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

■京丹後市における女性の年齢階層別労働力率の比較（平成17年、平成22年、平成27年）

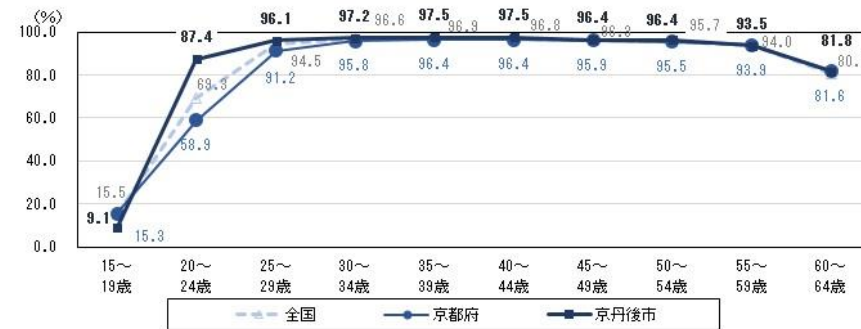


資料：国勢調査

※労働力率：生産年齢（15歳～64歳）人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

＜参考＞

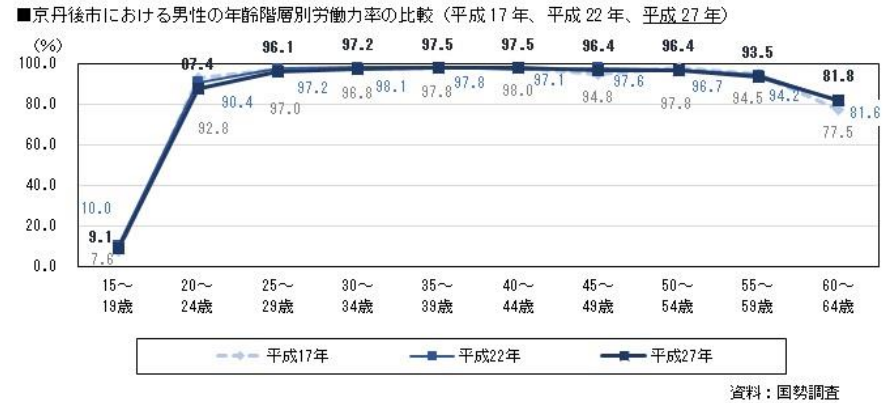
■男性の年齢階層別労働力率の比較（平成27年、全国・京都市・京丹後市の比較）



資料：国勢調査

新規（②審議会後）  
男性のデータを掲載

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表



2 アンケート調査からみえる現状

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画策定に活用するために、市民意識調査、事業所アンケート調査、保育・教育現場におけるアンケート調査を実施しました。各種調査結果から、特に本市の特徴がみえる結果について抜粋しています。

2 アンケート調査からみえる現状

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画策定に活用するために、市民意識調査、事業所アンケート調査、保育・教育現場におけるアンケート調査を実施しました。各種調査結果から、特に本市の特徴がみえる結果について抜粋しています。

また、事業所アンケート調査、保育・教育現場におけるアンケート調査については、本計画を見直すにあたり令和元年度に意識調査を実施しましたので、計画策定時の結果と比較しています。

市民意識調査については、比較できるデータがありませんので、平成26年度に実施したものを使用しています。

■計画策定時

実施時期	内容	配布数	有効回収数	回収率

実施時期	内容	配布数	有効回収数	回収率

令和元年度に実施した調査結果を掲載するにあたり、当初の調査に「計画策定時」と明記



第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

平成 25 年	2月 22日	保育・教育現場におけるアンケート調査 (対象：京丹後市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校に勤務する保育士及び教諭（常勤・非常勤）)	904	665	73.6%	平成 25 年	2月 22日	保育・教育現場におけるアンケート調査 (対象：京丹後市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校に勤務する保育士及び教諭（常勤・非常勤）)	904	665	73.6%	令和元年度調査概要 について追記
	2月 23日						2月 23日					
	5月 8日						5月 8日					
平成 26 年	9月 1日	男女共同参画に関する事業所アンケート調査 (対象：京丹後市内に所在する従業員3名以上の440事業所)	440	207	47.0%	平成 26 年	9月 1日	男女共同参画に関する事業所アンケート調査 (対象：京丹後市内に所在する従業員3名以上の440事業所)	440	207	47.0%	
	9月 16日						9月 16日					
	10月 11日	京丹後市男女共同参画社会に関する市民意識調査 (対象：京丹後市内在住の20歳以上の男女)	2,000	781	39.1%		令和元 年	10月 11日	京丹後市男女共同参画社会に関する市民意識調査 (対象：京丹後市内在住の20歳以上の男女)	2,000	781	
10月 31日					10月 31日							
■計画見直し時												
実施時期		内容			配布数	有効回収数	回収率					
令和元 年	8月 8日 ～ 8月 30日	保育・教育現場におけるアンケート調査 (対象：京丹後市内の保育所、こども園、小学校、中学校に勤務する保育士、保育教諭、教員（常勤・非常勤）)			809	605	74.8%					

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

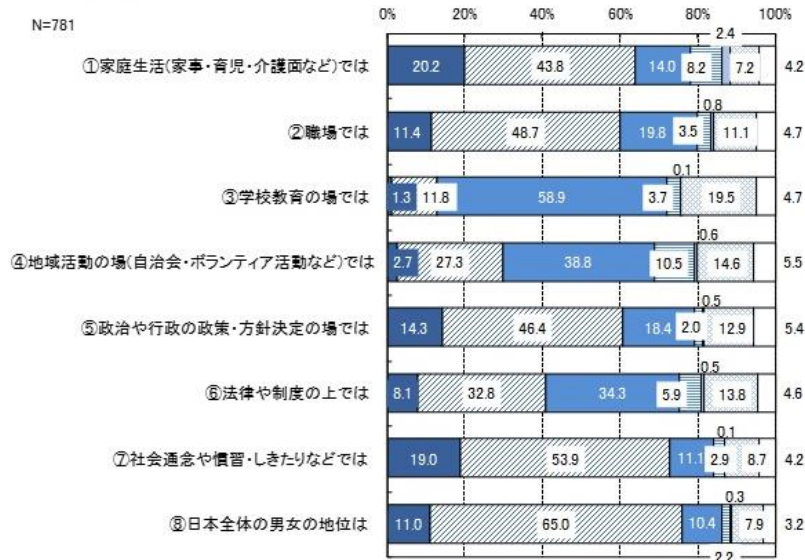
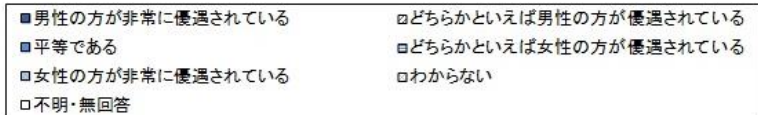
<p>○グラフのN数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。</p>	<table border="1" data-bbox="1003 153 1877 379"> <tr> <td data-bbox="1003 153 1144 379">                 7 月 25 日 ~ 8 月 16 日             </td> <td data-bbox="1144 153 1518 379">                 男女共同参画に関する事業所ア ンケート調査                   (対象: 京丹後市内に所在する従 業員 5 名以上の 313 事業所)             </td> <td data-bbox="1518 153 1632 379">                 313             </td> <td data-bbox="1632 153 1765 379">                 101             </td> <td data-bbox="1765 153 1877 379">                 32.3%             </td> </tr> </table> <p>○グラフのN数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。</p>	7 月 25 日 ~ 8 月 16 日	男女共同参画に関する事業所ア ンケート調査  (対象: 京丹後市内に所在する従 業員 5 名以上の 313 事業所)	313	101	32.3%	
7 月 25 日 ~ 8 月 16 日	男女共同参画に関する事業所ア ンケート調査  (対象: 京丹後市内に所在する従 業員 5 名以上の 313 事業所)	313	101	32.3%			

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

(1) 男女の平等感について

① 6割の人が、日常生活の多くの場面で「男性優遇」を感じている  
男女平等の現状については、「①家庭生活(家事・育児・介護面など)では」「②職場では」「⑤政治や行政の政策・方針決定の場では」「⑦社会通念や慣習しきたりでは」「⑧日本全体の男女の地位は」において、依然として「男性が優遇されている」「(男性の方が非常に優遇されている)」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が60%以上と高くなっています。一方、「③学校教育の場では」においての平等感が高くなっています。

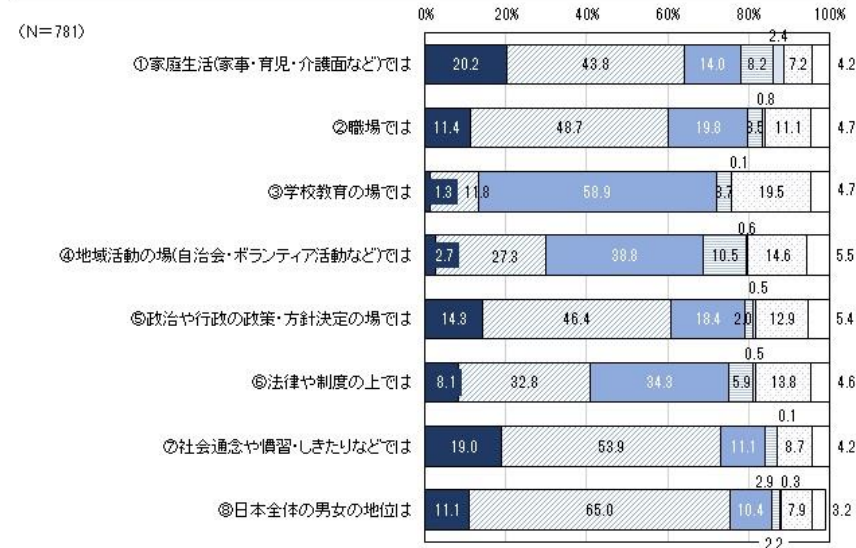
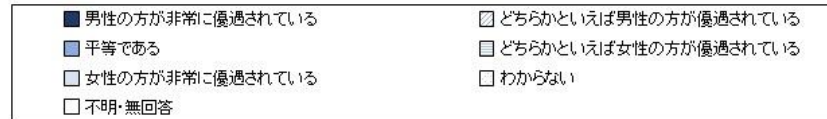
■男女平等の現状(単数回答) <<市民意識調査 問8>>



(1) 男女の平等感について

① 6割の人が、日常生活の多くの場面で「男性優遇」を感じている  
男女平等の現状については、「①家庭生活(家事・育児・介護面など)では」「②職場では」「⑤政治や行政の政策・方針決定の場では」「⑦社会通念や慣習しきたりでは」「⑧日本全体の男女の地位は」において、依然として「男性が優遇されている」「(男性の方が非常に優遇されている)」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が60%以上と高くなっています。一方、「③学校教育の場では」においての平等感が高くなっています。

■男女平等の現状(単数回答) <<H26市民意識調査 問8>>



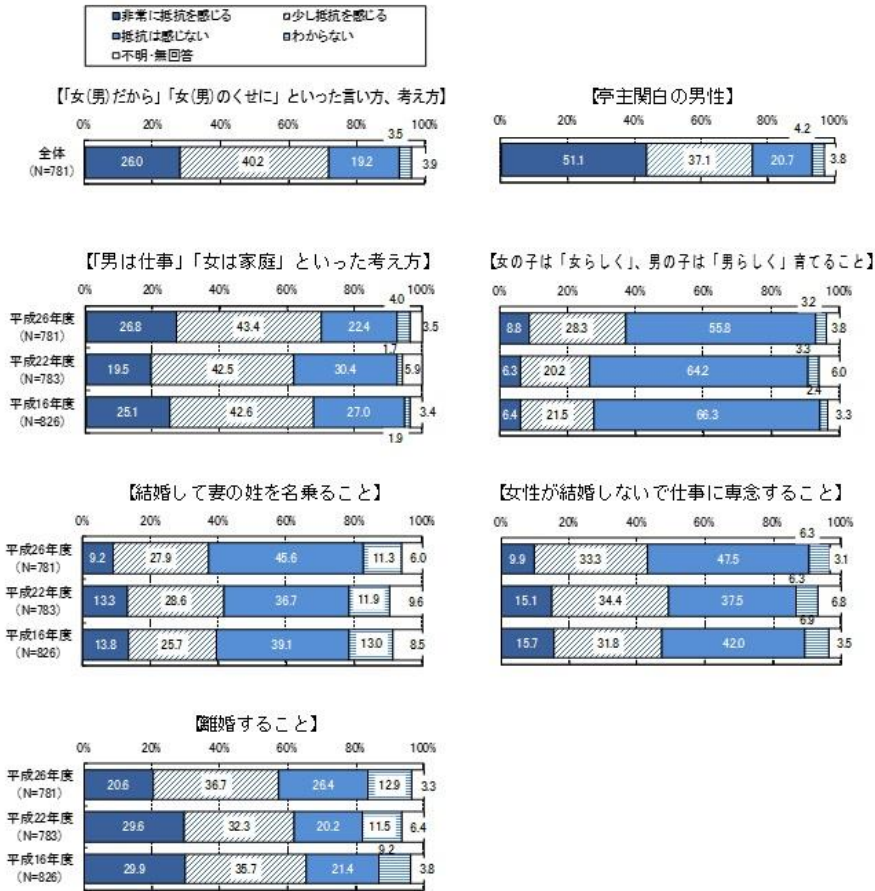
グラフをみやすく訂正

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

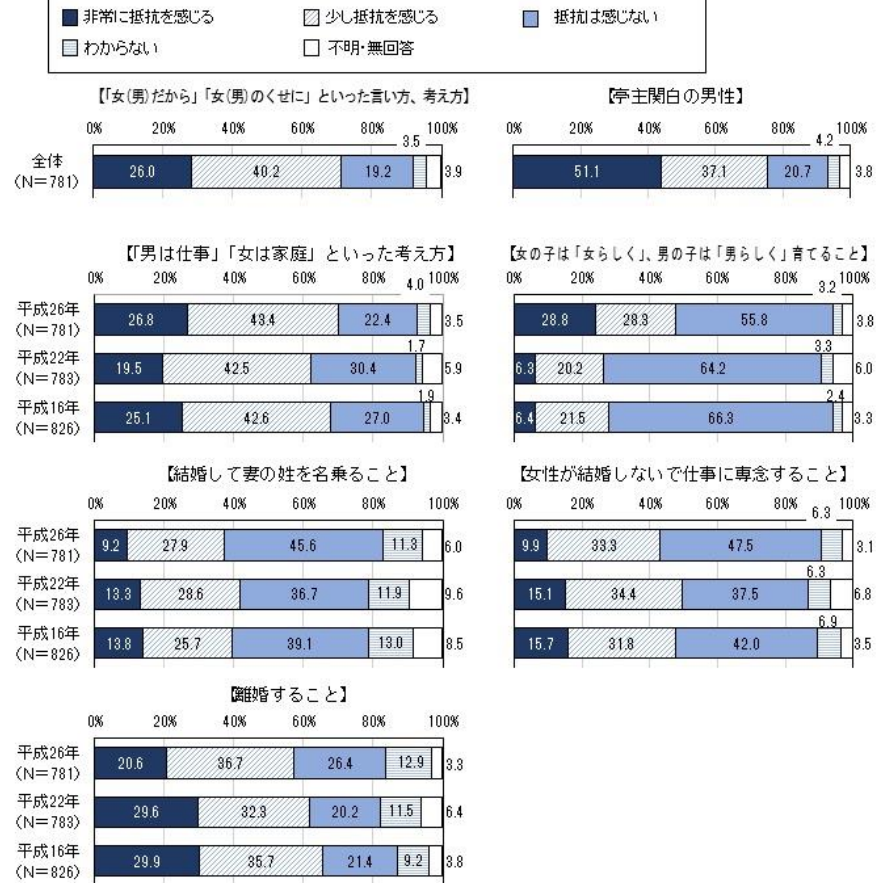
<p>② 約7割の人が『男は仕事』『女は家庭』といった考え方に抵抗感がある</p> <p>『女(男)だから』『女(男)のくせに』といった言い方、考え方 や「亭主関白の男性」『男は仕事』『女は家庭』といった考え方に「抵抗を感じる」(「非常に抵抗を感じる」「少し抵抗を感じる」の合計)は約70%と高い傾向にあります。経年比較をみると、『男は仕事』『女は家庭』といった考え方や「女の子は『女らしく』、男の子は『男らしく』育てること」については、平成22年度よりも「抵抗を感じる」が高くなっており、「結婚して妻の姓を名乗ること」や「女性が結婚しないで仕事に専念すること」、「離婚すること」については、平成22年度よりも「抵抗は感じない」が高くなっています。</p>	<p>② 約7割の人が『男は仕事』『女は家庭』といった考え方に抵抗感がある</p> <p>『女(男)だから』『女(男)のくせに』といった言い方、考え方 や「亭主関白の男性」『男は仕事』『女は家庭』といった考え方に「抵抗を感じる」(「非常に抵抗を感じる」「少し抵抗を感じる」の合計)は約70%と高い傾向にあります。経年比較をみると、『男は仕事』『女は家庭』といった考え方や「女の子は『女らしく』、男の子は『男らしく』育てること」については、平成22年度よりも「抵抗を感じる」が高くなっており、「結婚して妻の姓を名乗ること」や「女性が結婚しないで仕事に専念すること」、「離婚すること」については、平成22年度よりも「抵抗は感じない」が高くなっています。</p>	
--	--	--

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

■項目別にみる男女平等の意識（単数回答）《市民意識調査 問9》



■項目別にみる男女平等の意識（単数回答）《H26市民意識調査 問9》



グラフを見やすく訂正

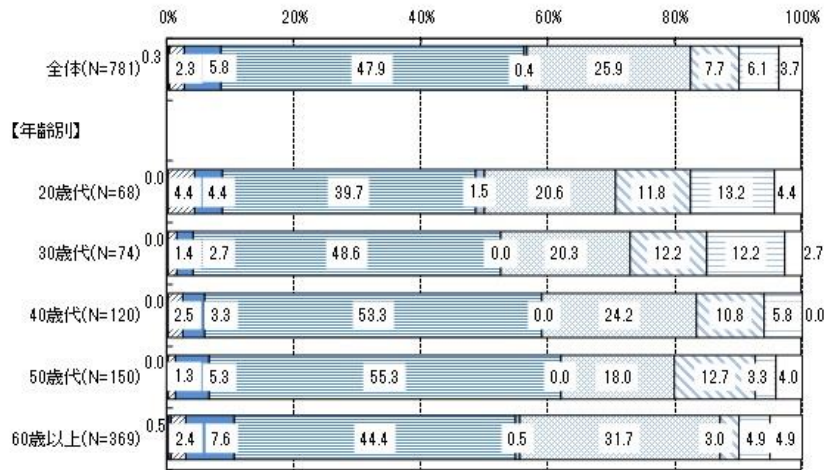
(2) 女性の就労について

①約5割の人が子どもができてもしっかりと職業を続ける方がよいと考えている

全体でみると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が47.9%となっており、育児期も女性が職業をもつことに肯定的な人は多くなっています。しかし、年齢別にみると60歳以上では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が31.7%となっており、他の年代よりも育児期の就労への抵抗感が強くなっています。

■女性が職業をもつことへの意識(単数回答)《市民意識調査 問12》

- 女性は職業をもたない方がよい
- 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 子どもはつくりずに、そのまま職業を続ける方がよい
- 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- その他
- わからない
- 不明・無回答



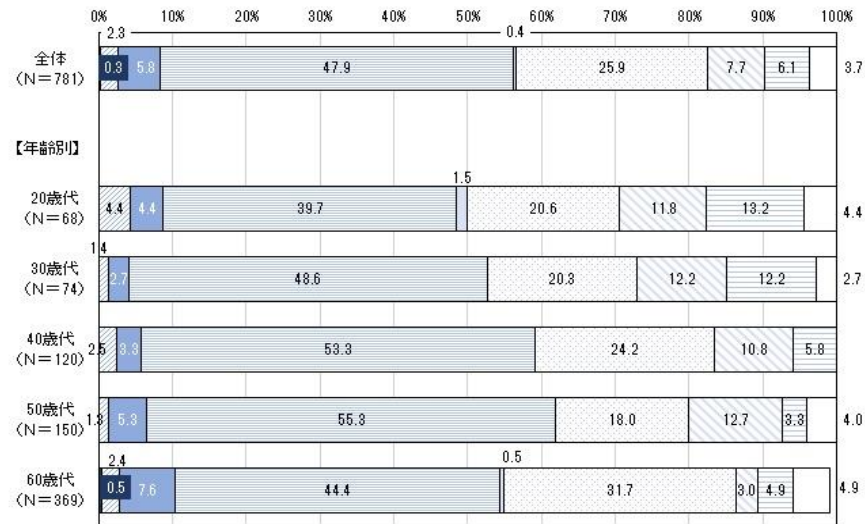
(2) 女性の就労について

①約5割の人が子どもができてもしっかりと職業を続ける方がよいと考えている

全体でみると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が47.9%となっており、育児期も女性が職業をもつことに肯定的な人は多くなっています。しかし、年齢別にみると60歳以上では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が31.7%となっており、他の年代よりも育児期の就労への抵抗感が強くなっています。

■女性が職業をもつことへの意識(単数回答)《H26市民意識調査 問12》

- 女性は職業をもたない方がよい
- 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 子どもはつくりずに、そのまま職業を続ける方がよい
- 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- その他
- わからない
- 不明・無回答



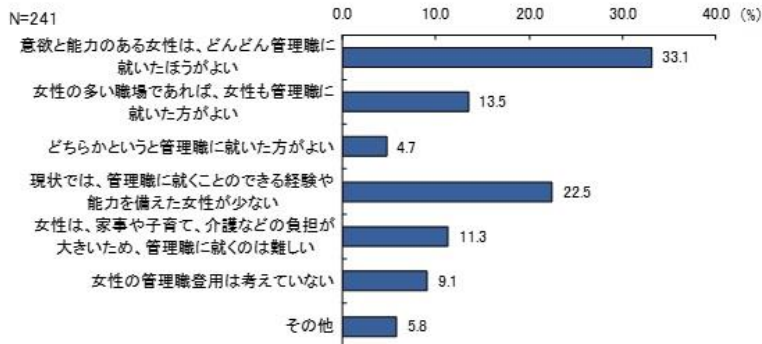
グラフを見やすく訂正

② 女性管理職の登用には女性自身の意欲向上や男女の意識改革が必要である

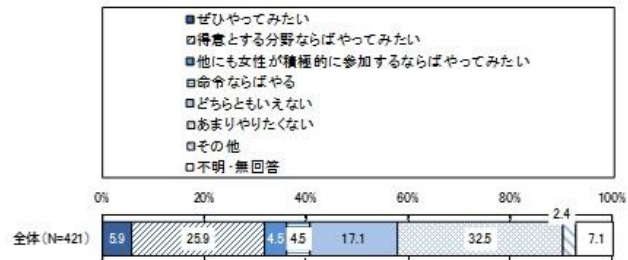
女性の管理職については、事業所では「意欲と能力のある女性はどんどん管理職に就いたほうがよい」が33.1%と最も高くなっています。一方で、女性自身の管理職への参加意欲については、「あまりやりたくない」という積極的ではない回答が32.5%となっています。

女性の指導的立場への参画を高めていく手法については「男性の意識改革を進める」が40.6%、「すべての仕事を男女がともに担い合うようにする」が37.4%、「女性の意識改革を進める」が32.9%となっています。

■女性の活用・登用について（複数回答）《事業所アンケート調査 問5》



■【女性の方】管理職への参加意欲（単数回答）《市民意識調査 問15》

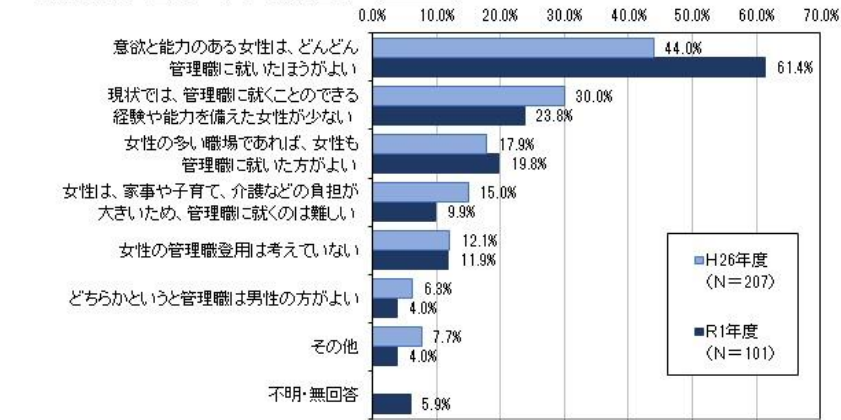


② 女性管理職の登用には女性自身の意欲向上や男女の意識改革が必要である

女性の管理職については、平成26年度の調査、令和元年度の調査ともに、事業所では「意欲と能力のある女性はどんどん管理職に就いたほうがよい」が最も高くなっています。

女性の指導的立場への参画を高めていく手法については「男性の意識改革を進める」が40.6%、「すべての仕事を男女がともに担い合うようにする」が37.4%、「女性の意識改革を進める」が32.9%となっています。

■女性の活用・登用について（複数回答）《H26、R1事業所アンケート調査 問5》



■【女性の方】管理職への参加意欲（単数回答）《H26市民意識調査 問15》

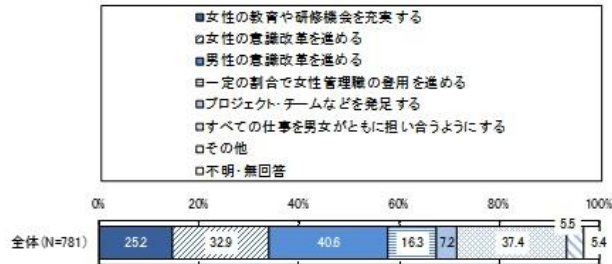


令和元年度調査結果について掲載

グラフを見やすく訂正

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

■女性の指導的立場への参画の手法（複数回答）《市民意識調査 問14》



(3) 育児・介護との両立について

① 男性の育児休業取得には、育児・介護休業中の代替要員の確保が課題である

平成25年度中の育児休業取得状況については、男性の育児休業取得率は17.6%、出産した女性の育児休業取得率は94.0%となっており、男女ともに、全国調査を1割以上上回っています。また、介護休業については、男性で4人、女性で8人が取得しています。

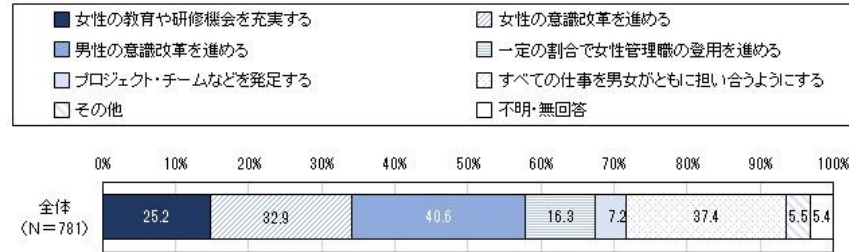
仕事と育児・介護の両立支援については、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が25.4%と最も高く、次いで「業務の効率や質が落ちる」「休業することで収入などの面で不安があるため、従業員が利用を望まない」等が約10.0%となっています。

■育児・介護休業の取得状況（平成25年度 京丹後市）

男性従業員		女性従業員	
配偶者が出産した男性従業員がいないと回答した事業所数	180	出産した女性従業員がいないと回答した事業所数	181
配偶者が出産した男性従業員がいると回答した事業所数	27	出産した女性従業員がいると回答した事業所数	26
平成25年度中に配偶者が出産した男性従業員数	51	平成25年度中に出産した女性従業員数	84
うち、育児休業を取得した男性従業員数	9	うち、育児休業を取得した女性従業員数	79
男性 育児休業取得率	17.6%※	女性 育児休業取得率	94.0%

※育児休業を取得した男性は全員同じ事業所の従業員である。

■女性の指導的立場への参画の手法（複数回答）《H26市民意識調査 問14》



(3) 育児・介護との両立について

① 男性の育児休業取得には、育児・介護休業中の代替要員の確保が課題である

平成30年度中の育児休業取得状況については、男性の育児休業取得率は14.3%、出産した女性の育児休業取得率は97.7%となっており、男女ともに、全国調査を1割以上上回っています。また、介護休業については、男性で1人、女性で7人が取得しています。

仕事と育児・介護の両立支援については、平成26年度の調査、令和元年度の調査ともに「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が最も高く、次いで「業務の効率や質が落ちる」「休業することで収入などの面で不安があるため、従業員が利用を望まない」等となっています。

■育児休業の取得状況（平成25年度、平成30年度）

	男性従業員		女性従業員	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
配偶者が出産した男性従業員がいないと回答した事業所数	180	78	出産した女性従業員がいないと回答した事業所数	181
配偶者が出産した男性従業員がいると回答した事業所数	27	23	出産した女性従業員がいると回答した事業所数	26
平成30年度中に配偶者が出産した男性従業員数	51	63	平成30年度中に出産した女性従業員数	84
うち、育児休業を取得した男性従業員数	9	9	うち、育児休業を取得した女性従業員数	79
男性 育児休業取得率	17.6%※	14.3%	女性 育児休業取得率	94.0%
				97.7%

※平成25年度の育児休業を取得した男性は全員同じ事業所の従業員である。

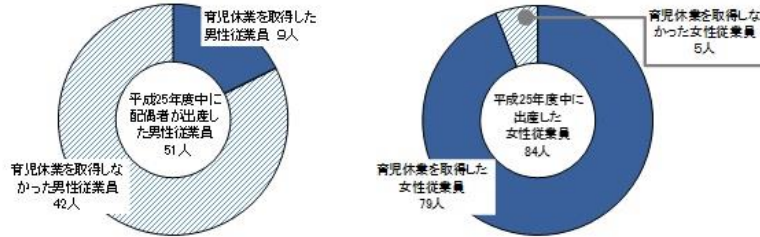
グラフを見やすく訂正

令和元年度調査結果について掲載



第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

令和元年度調査結果  
について追記



	男性	女性
平成25年度中に介護休業を取得した従業員数 (回答のあった事業所全体)	4	8

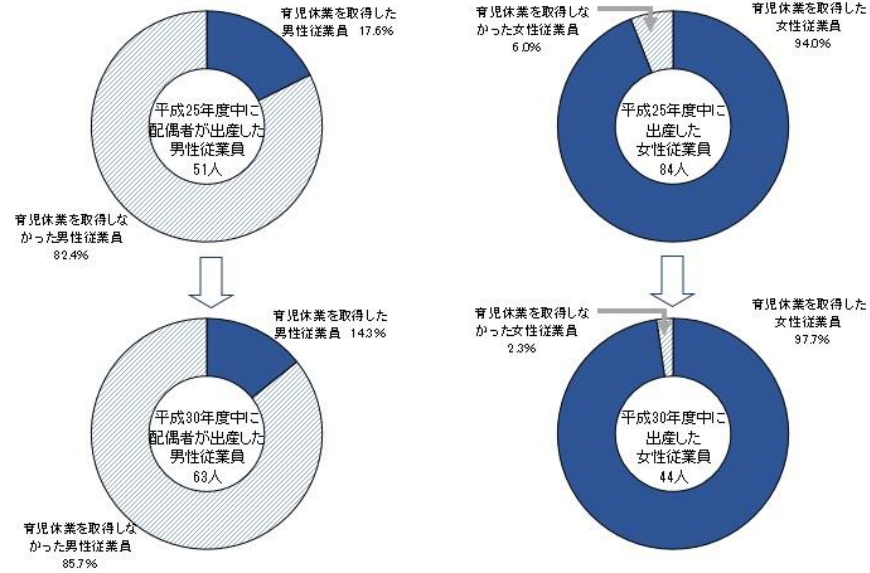
資料：平成26年 男女共同参画に関する事業所アンケート調査（問7、問8）

■参考：育児休業の取得状況（平成25年度 全国）

《男性》配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業を取得した割合	2.0%
《女性》出産した女性労働者のうち育児休業者の割合	83.0%

※「育児休業者」は、平成23年10月1日～平成24年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点（平成25年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

資料：平成25年雇用均等基本調査（確報）



■介護休業の取得状況（平成25年度、平成30年度）

	男性		女性	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
介護休業を取得した従業員 (回答のあった事業所全体)	4	1	8	7

資料：H26、R1 男女共同参画に関する事業所アンケート調査（問8）

■参考：育児休業の取得状況（全国）

	平成25年度	平成30年度
《男性》配偶者が出産した男性労働者のうち育児休業を取得した割合	2.0%	8.6%
《女性》出産した女性労働者のうち育児休業者の割合	83.0%	87.9%

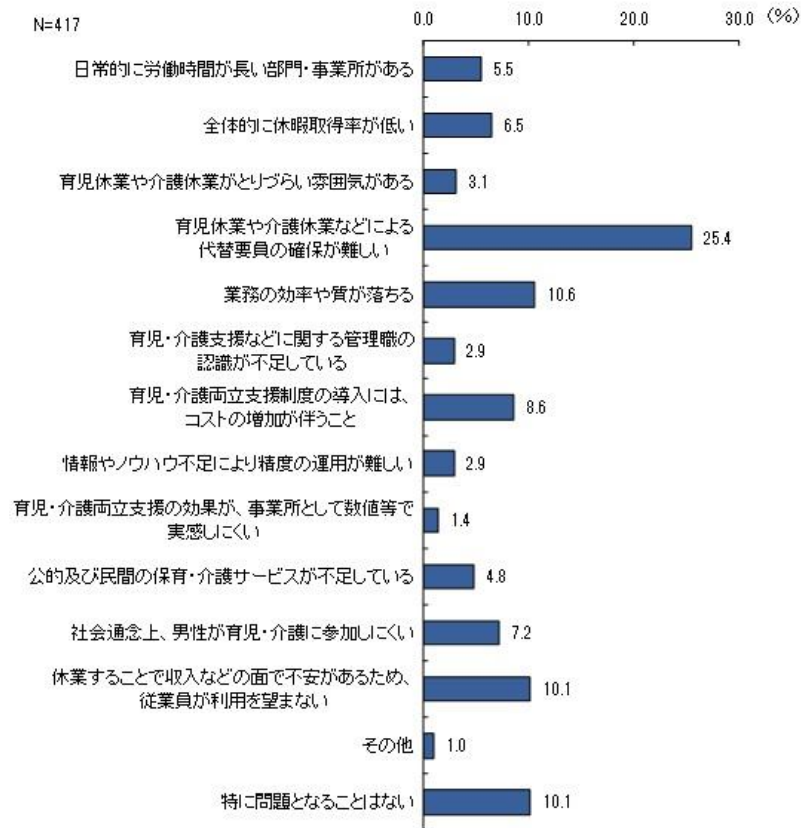
※1「育児休業者」は、平成23年10月1日～平成24年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点（平成25年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

※2「育児休業者」は、平成28年10月1日～平成29年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点（平成30年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

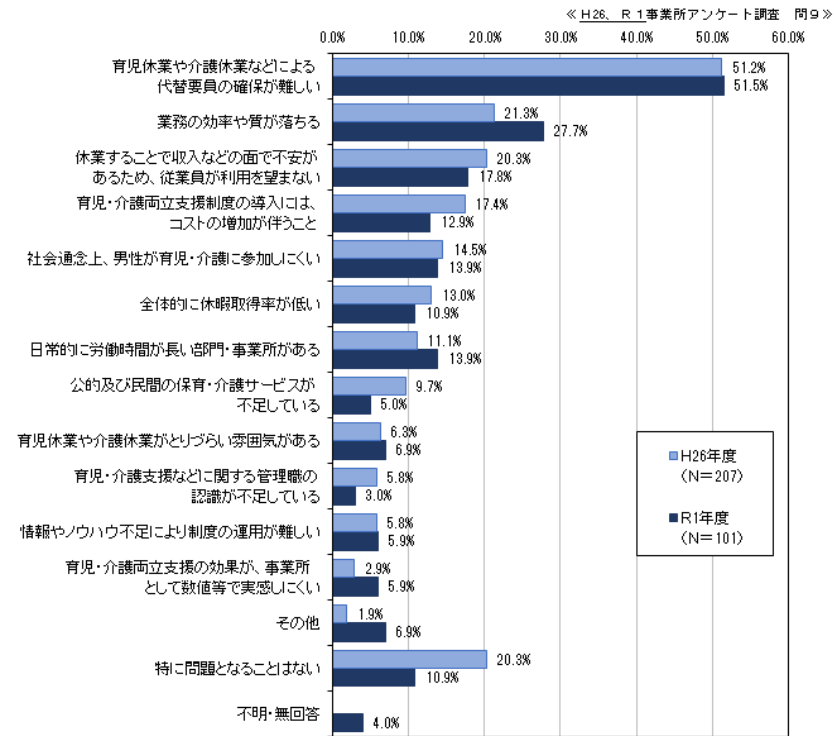
資料：平成25年雇用均等基本調査（確報）、平成30年雇用均等基本調査（確報）

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

■仕事と育児・介護の両立支援を推進しようとする場合の問題（複数回答）《事業所アンケート調査 問9》



■仕事と育児・介護の両立支援を推進しようとする場合の問題（複数回答）



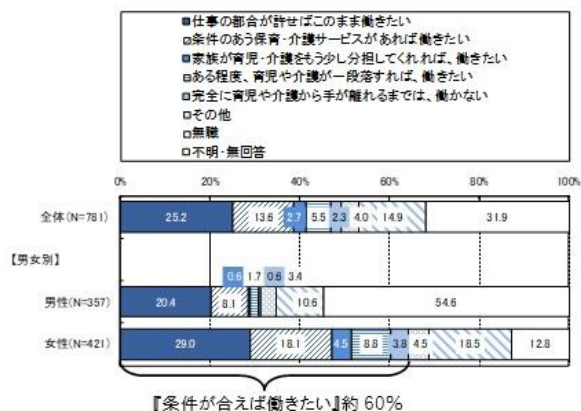
令和元年度調査結果  
について掲載

② 6割の女性が家庭と仕事の両立を希望し、支援の充実や家族の理解と協力に期待している

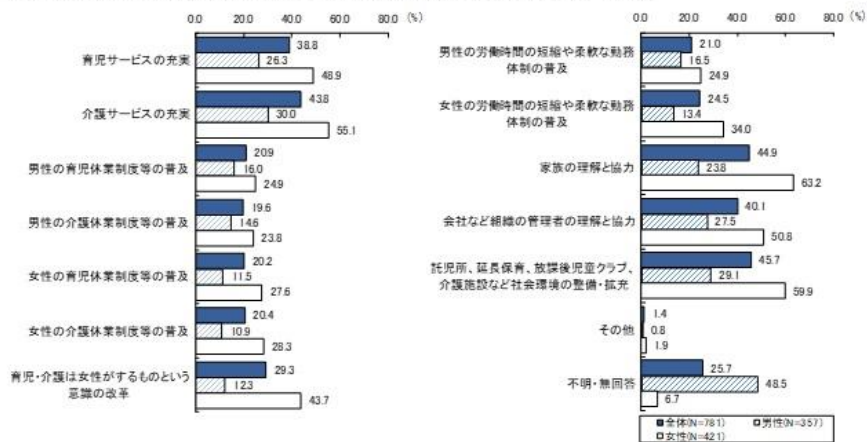
育児・介護と仕事の両立に関する希望については、「条件があれば働きたい」（「仕事の都合が許せばこのまま働きたい」～「ある程度、育児や介護が一段落すれば、働きたい」の合計）が女性で約 60.0%となっています。

育児・介護と仕事の両立のために必要なことについては、「託児所、延長保育、放課後児童クラブ、介護施設など社会環境の整備・拡充」や「家族の理解と協力」が女性では約 60.0%、男性では 30.0%未満となっており、男女で意識の差が大きくなっています。

■育児・介護と仕事の両立に関する希望（単数回答）《市民意識調査 問 17》



■育児・介護と仕事の両立のために必要なこと（複数回答）《市民意識調査 問 18》

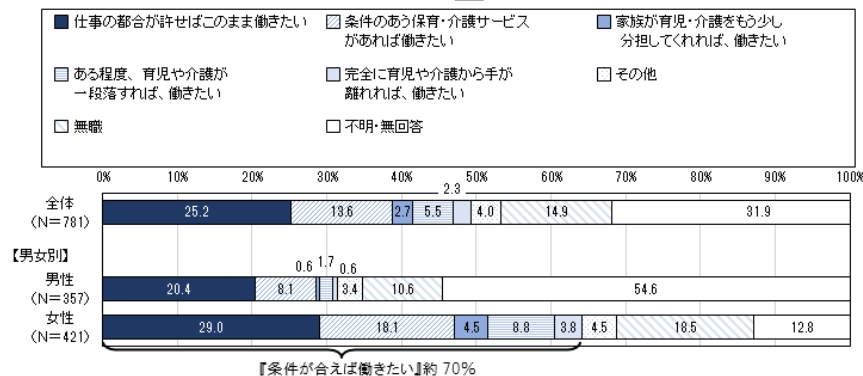


② 6割の女性が家庭と仕事の両立を希望し、支援の充実や家族の理解と協力に期待している

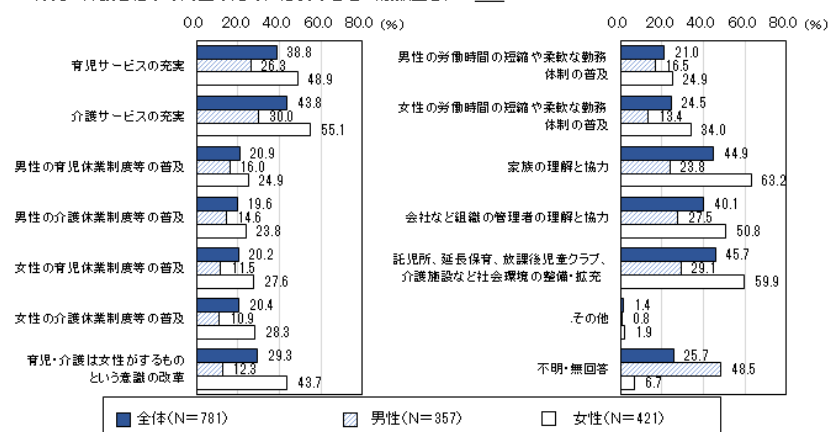
育児・介護と仕事の両立に関する希望については、「条件があれば働きたい」（「仕事の都合が許せばこのまま働きたい」～「ある程度、育児や介護が一段落すれば、働きたい」の合計）が女性で約 60.0%となっています。

育児・介護と仕事の両立のために必要なことについては、「託児所、延長保育、放課後児童クラブ、介護施設など社会環境の整備・拡充」や「家族の理解と協力」が女性では約 60.0%、男性では 30.0%未満となっており、男女で意識の差が大きくなっています。

■育児・介護と仕事の両立に関する希望（単数回答）《H26市民意識調査 問 17》



■育児・介護と仕事の両立のために必要なこと（複数回答）《H26市民意識調査 問 18》



グラフを見やすく訂正

グラフを見やすく訂正

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

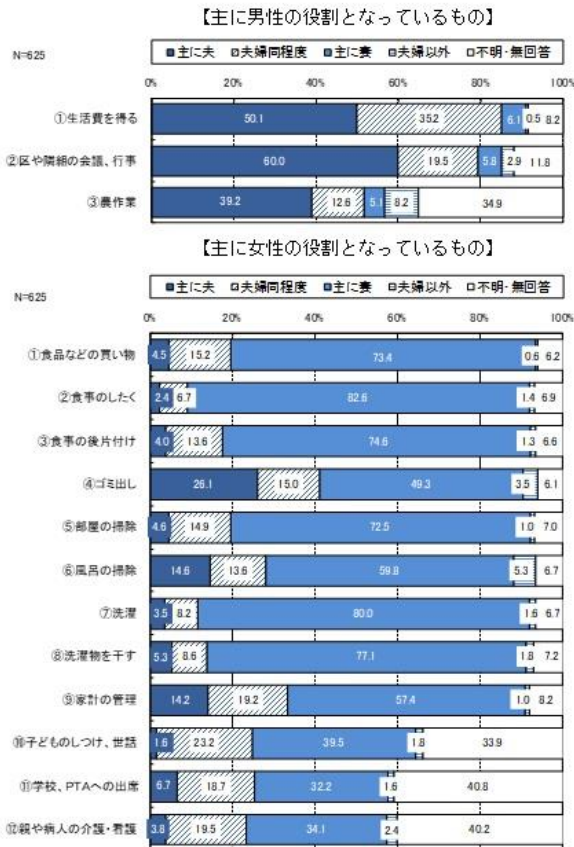
① 主な家事は女性の役割、20～30 歳代は男性が家事に協力的である  
 夫婦の仕事・家事分担については、「①食品などの買い物」「②食事のしたく」や「③食事の後片付け」「⑤部屋の掃除」「⑦洗濯」等、いわゆる日常的な家事については女性が担っている割合が高く、一方で「①生活費を得る」「②区や隣組の会議、行事」は男性が担っている傾向がみられます。

また年齢別にみると、若い年代ほど男性が家事を担ったり、夫婦で同程度分担している傾向がみられ、「ごみ出し」は 20 歳代～30 歳代、「風呂の掃除」は 20 歳代で男性が女性を上回っています。

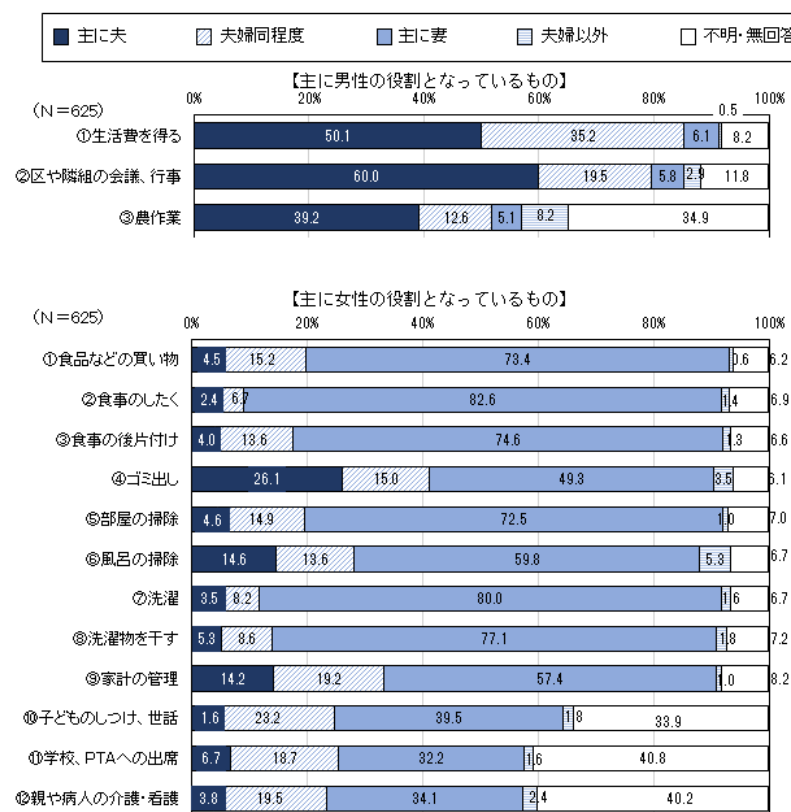
① 主な家事は女性の役割、20～30 歳代は男性が家事に協力的である  
 夫婦の仕事・家事分担については、「①食品などの買い物」「②食事のしたく」や「③食事の後片付け」「⑤部屋の掃除」「⑦洗濯」等、いわゆる日常的な家事については女性が担っている割合が高く、一方で「①生活費を得る」「②区や隣組の会議、行事」は男性が担っている傾向がみられます。

また年齢別にみると、若い年代ほど男性が家事を担ったり、夫婦で同程度分担している傾向がみられ、「ごみ出し」は 20 歳代～30 歳代、「風呂の掃除」は 20 歳代で男性が女性を上回っています。

■ 【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）《市民意識調査 問 20》



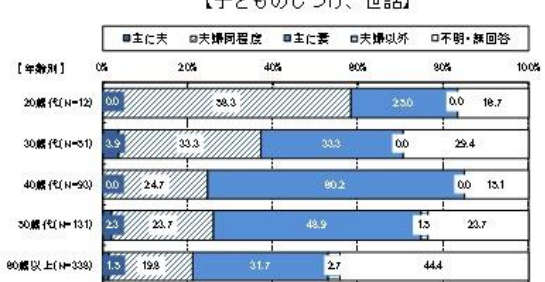
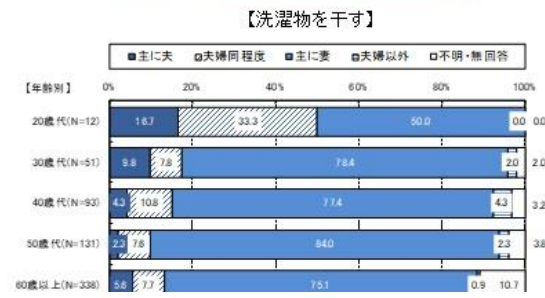
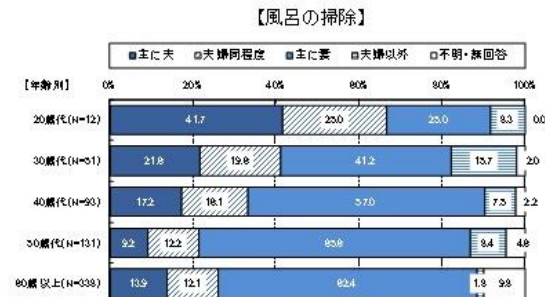
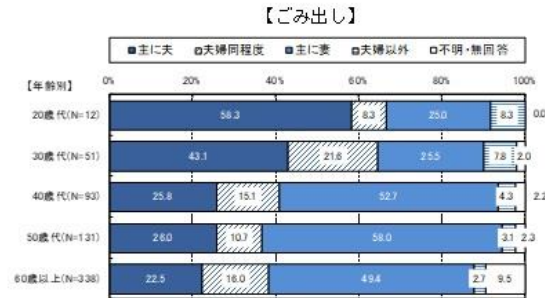
■ 【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）《H28市民意識調査 問 20》



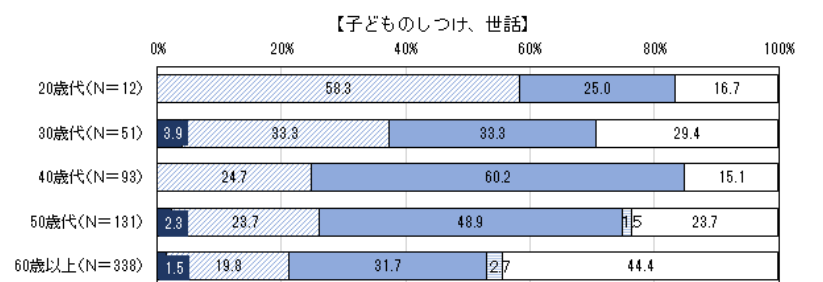
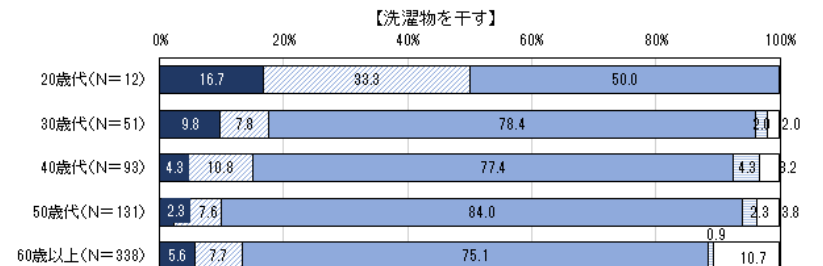
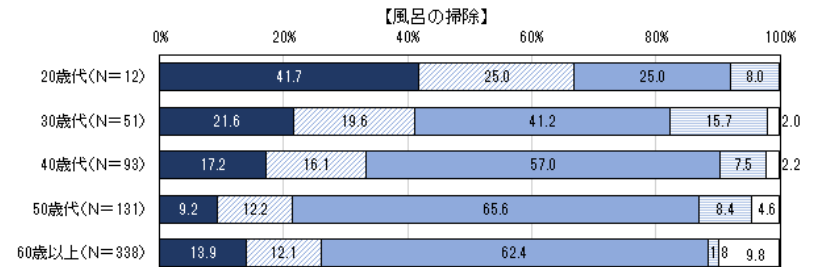
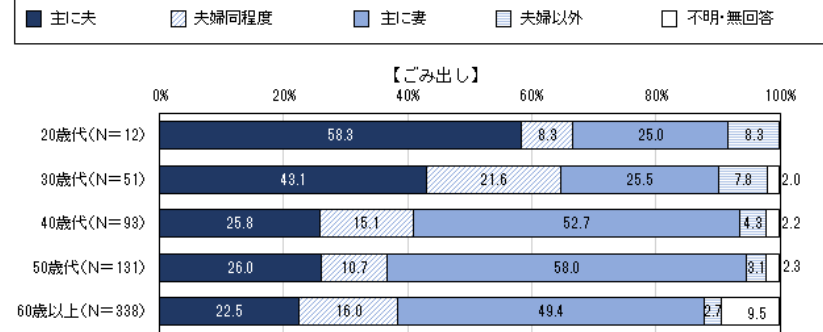
グラフを見やすく訂正

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

■【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）≪市民意識調査 問20≫ 年代別比較



■【結婚されている方】夫婦の仕事・家事分担（単数回答）≪H26市民意識調査 問20≫ 年代別比較



グラフを見やすく訂正

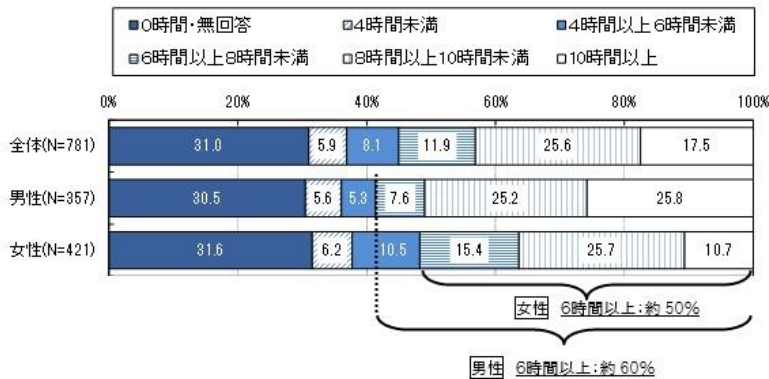
第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

② 男性の約 25%が平日 10 時間以上の労働、女性は仕事と家事両方を負担している

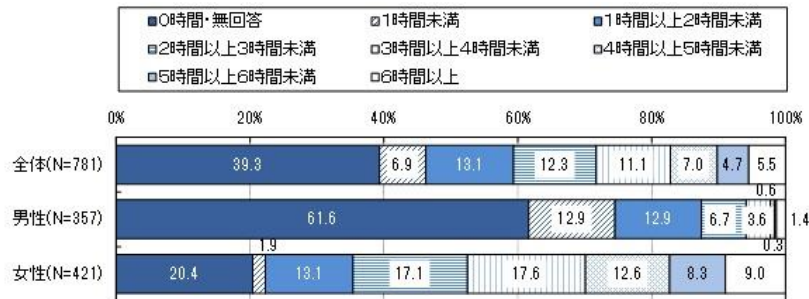
平日の仕事に費やす時間について、男女で比較すると、「10 時間以上」で男性が女性の倍以上となっており、長時間労働の傾向がみられます。また、平日の家事に費やす時間では、男性で「0 時間または無回答」が 60%以上となっており、労働時間の長さから、男性の家事参画が難しくなっていると考えられます。

しかし、平日 6 時間以上仕事をしている女性が半数以上いることを考えると、仕事と家事両方の負担が大きい女性は少なくないと考えられます。

■平日の仕事に費やす時間（数量回答）《市民意識調査 問 19》



■平日の家事に費やす時間（数量回答）《市民意識調査 問 19》

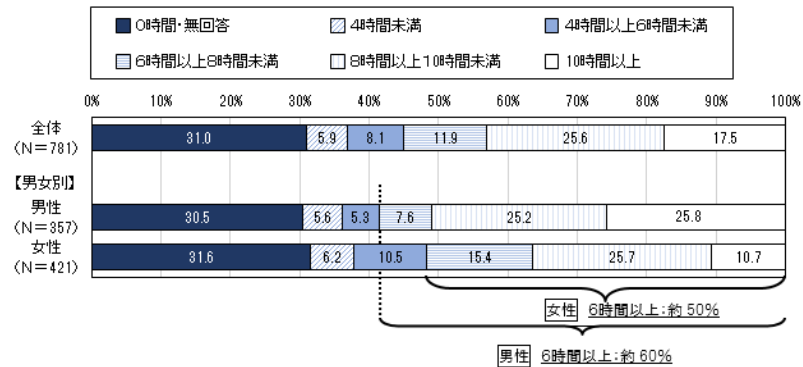


② 男性の約 25%が平日 10 時間以上の労働、女性は仕事と家事両方を負担している

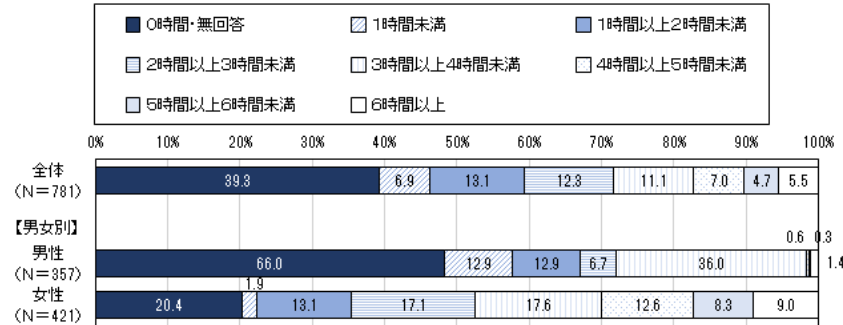
平日の仕事に費やす時間について、男女で比較すると、「10 時間以上」で男性が女性の倍以上となっており、長時間労働の傾向がみられます。また、平日の家事に費やす時間では、男性で「0 時間または無回答」が 60%以上となっており、労働時間の長さから、男性の家事参画が難しくなっていると考えられます。

しかし、平日 6 時間以上仕事をしている女性が半数以上いることを考えると、仕事と家事両方の負担が大きい女性は少なくないと考えられます。

■平日の仕事に費やす時間（数量回答）《H26市民意識調査 問 19》



■平日の家事に費やす時間（数量回答）《H26市民意識調査 問 19》

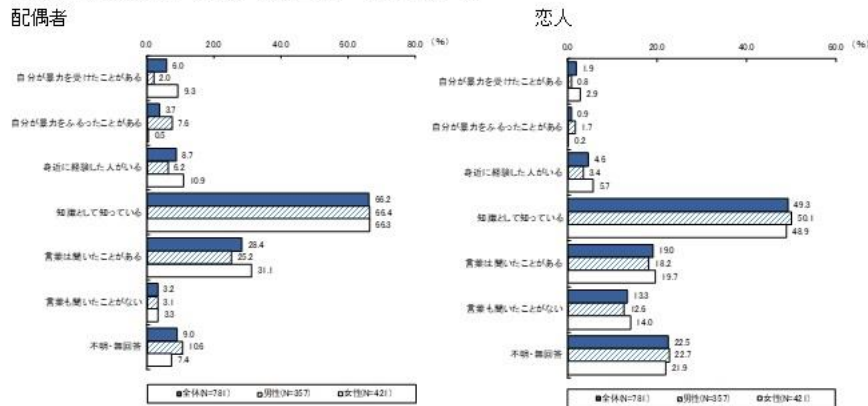


グラフを見やすく訂正

(5) 暴力や性犯罪について

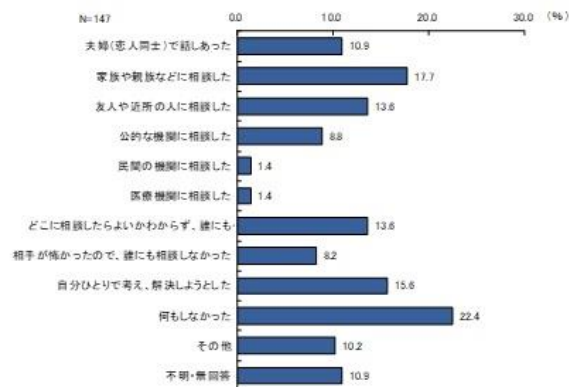
① 既婚女性の10人に1人はDV経験者だが、周囲に相談できていない  
 配偶者からの身体的・心理的暴力について男女で比較すると、「自分が暴力を受けたことがある」の割合は女性の方が高く、約10%が経験者となっています。DVへの対処については、「何もしなかった」が約20%と最も高く、次いで「家族や親族などに相談した」「自分ひとりで考え、解決しようとした」が10%台となっています。また、「公的な機関に相談した」「医療機関に相談した」等の割合は10%未満にとどまっています。

■配偶者等からのDVの経験(複数回答) <<市民意識調査 問22>>



■【配偶者・恋人(から/へ)の暴力経験者または身近に経験者がいる方】DVへの対処(複数回答)

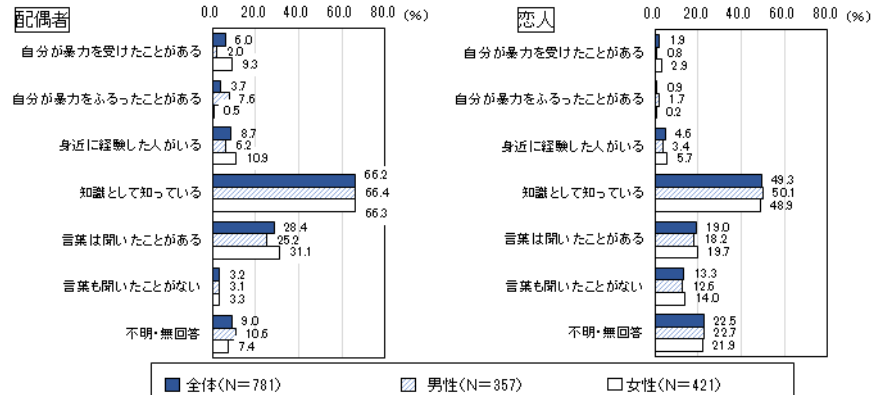
<<市民意識調査 問23>>



(5) 暴力や性犯罪について

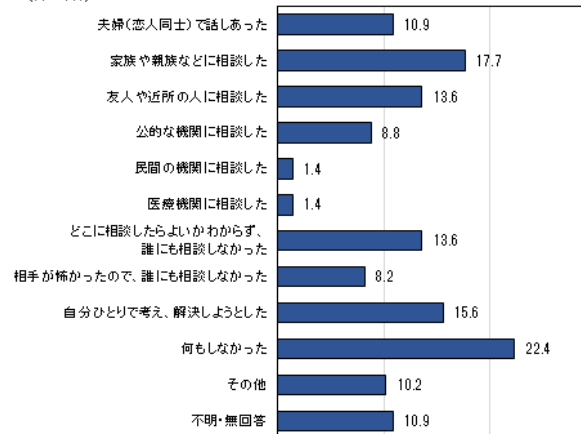
① 既婚女性の10人に1人はDV経験者だが、周囲に相談できていない  
 配偶者からの身体的・心理的暴力について男女で比較すると、「自分が暴力を受けたことがある」の割合は女性の方が高く、約10%が経験者となっています。DVへの対処については、「何もしなかった」が約20%と最も高く、次いで「家族や親族などに相談した」「自分ひとりで考え、解決しようとした」が10%台となっています。また、「公的な機関に相談した」「医療機関に相談した」等の割合は10%未満にとどまっています。

■配偶者等からのDVの経験(複数回答) <<H26市民意識調査 問22、23>>



■【配偶者・恋人(から/へ)の暴力経験者または身近に経験者がいる方】DVへの対処(複数回答)

<<H26市民意識調査 問23>>

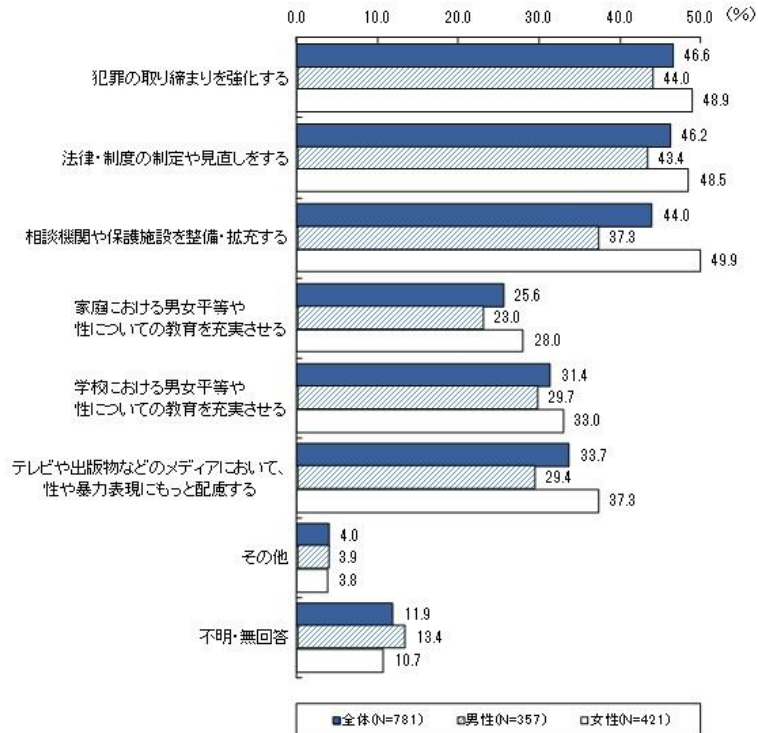


グラフを見やすく訂正

② 女性は相談機関や保護施設の充実を重要視している

暴力や性犯罪等から女性の人権を守るために必要なことについては、「犯罪の取り締まりを強化する」「法律・制度の制定や見直しをする」「相談機関や保護施設を整備・拡充する」が40%以上を占めています。男女で比較すると「相談機関や保護施設を整備・拡充する」の割合は、女性の方が高く、男女で10%以上の差がみられます。

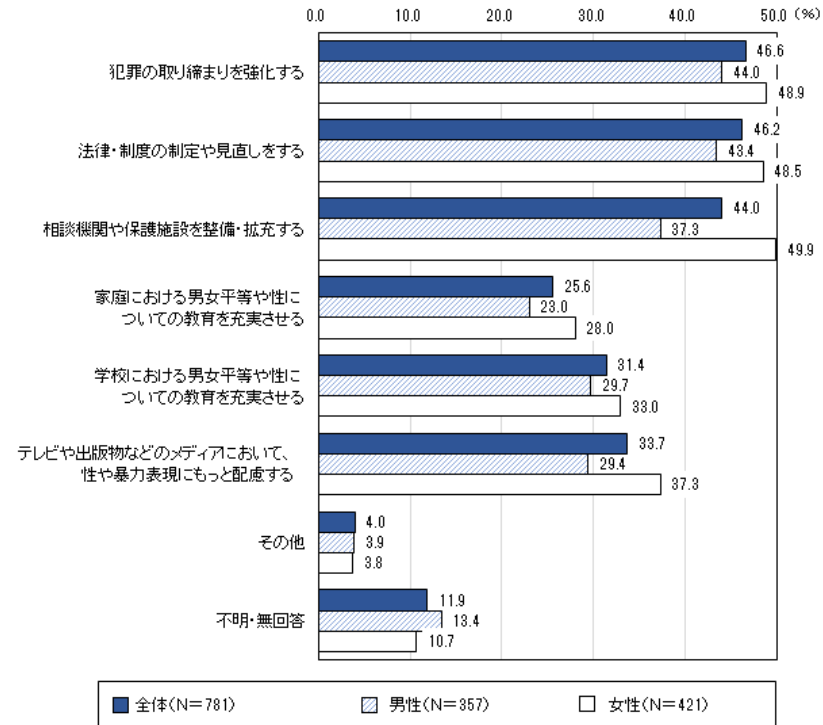
■暴力や性犯罪等から女性の人権を守るために必要なこと（複数回答）《市民意識調査 問25》



② 女性は相談機関や保護施設の充実を重要視している

暴力や性犯罪等から女性の人権を守るために必要なことについては、「犯罪の取り締まりを強化する」「法律・制度の制定や見直しをする」「相談機関や保護施設を整備・拡充する」が40%以上を占めています。男女で比較すると「相談機関や保護施設を整備・拡充する」の割合は、女性の方が高く、男女で10%以上の差がみられます。

■暴力や性犯罪等から女性の人権を守るために必要なこと（複数回答）《H26市民意識調査 問24》



グラフを見やすく訂正



第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

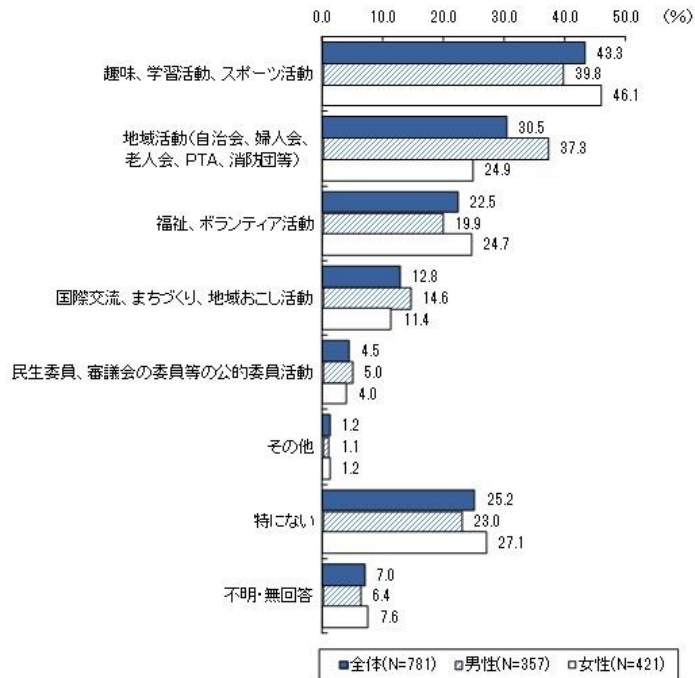
(6) まちづくりにおける男女共同参画について

① 女性は男性に比べて地域活動への参加希望が少ない

社会活動への参加状況や今後の参加希望については、「趣味、学習活動、スポーツ活動」が40%以上と最も高く、次いで「地域活動(自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等)」が約30%、「福祉、ボランティア活動」が20%以上となっています。

男女で比較すると「地域活動(自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等)」では男性の方が高く、男女で10%以上の差がみられます。

■社会活動への参加状況や希望(複数回答) <<市民意識調査 問26>>



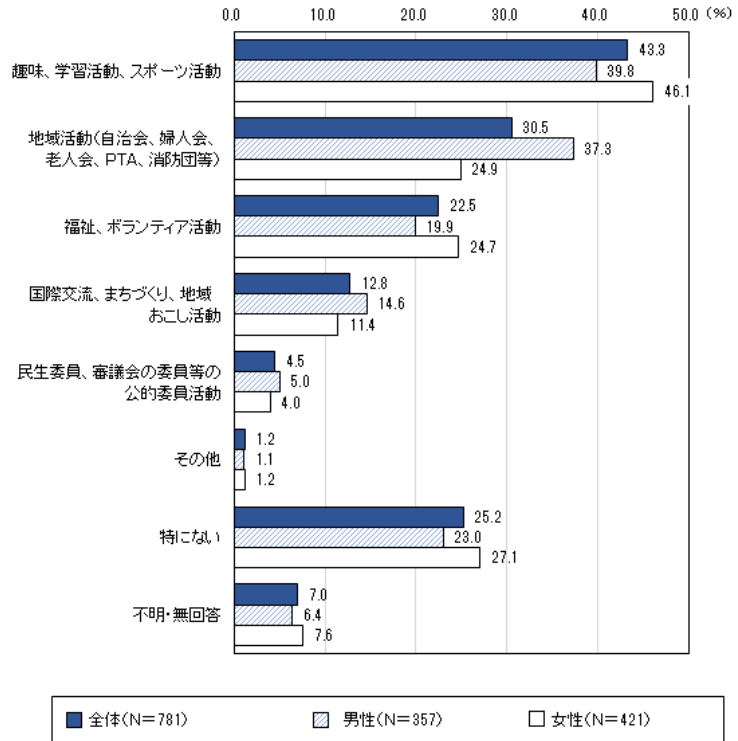
(6) まちづくりにおける男女共同参画について

① 女性は男性に比べて地域活動への参加希望が少ない

社会活動への参加状況や今後の参加希望については、「趣味、学習活動、スポーツ活動」が40%以上と最も高く、次いで「地域活動(自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等)」が約30%、「福祉、ボランティア活動」が20%以上となっています。

男女で比較すると「地域活動(自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団等)」では男性の方が高く、男女で10%以上の差がみられます。

■社会活動への参加状況や希望(複数回答) <<H26市民意識調査 問25>>



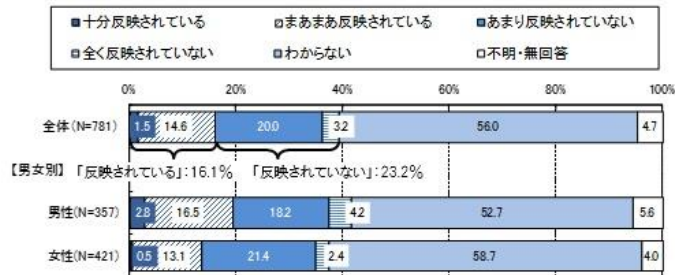
グラフを見やすく訂正

② 約4割の人が男性優位の組織運営等が女性の政策決定の場への参加を妨げていると感じている

まちづくりへの女性意見の反映については、「反映されている」（「十分反映されている」「まあまあ反映されている」の合計）が16.1%、「反映されていない」（「あまり反映されていない」「まったく反映されていない」の合計）が23.2%となっており、「わからない」が過半数となっています。

政策決定の場に女性の参加が少ない理由については、「男性優位の組織運営」「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」が約40%と高くなっています。また「家族の支援・協力が得られない」「女性の積極性が十分でない」は女性が高く、男女で約10%の差がみられます。

■まちづくりへの女性意見の反映について（単数回答）《市民意識調査 問27》

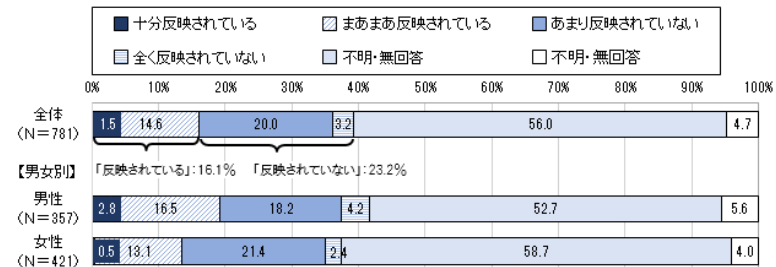


② 約4割の人が男性優位の組織運営等が女性の政策決定の場への参加を妨げていると感じている

まちづくりへの女性意見の反映については、「反映されている」（「十分反映されている」「まあまあ反映されている」の合計）が16.1%、「反映されていない」（「あまり反映されていない」「まったく反映されていない」の合計）が23.2%となっており、「わからない」が過半数となっています。

政策決定の場に女性の参加が少ない理由については、「男性優位の組織運営」「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」が約40%と高くなっています。また「家族の支援・協力が得られない」「女性の積極性が十分でない」は女性が高く、男女で約10%の差がみられます。

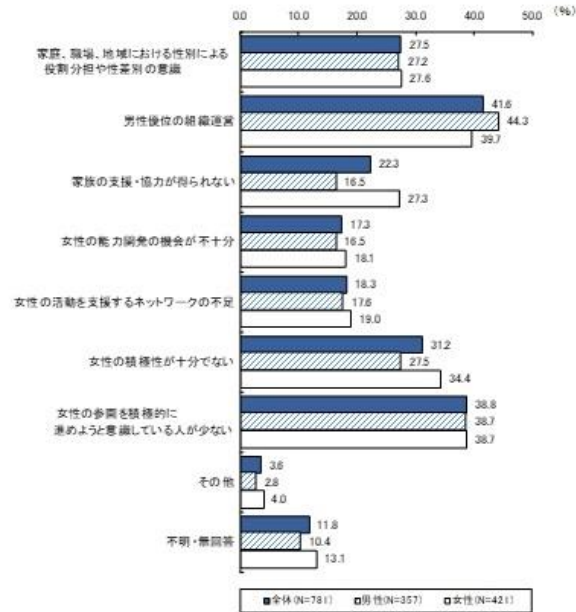
■まちづくりへの女性意見の反映について（単数回答）《H26市民意識調査 問26》



グラフを見やすく訂正

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

■政策決定の場に女性の参画が少ない理由（複数回答）《市民意識調査 問27》



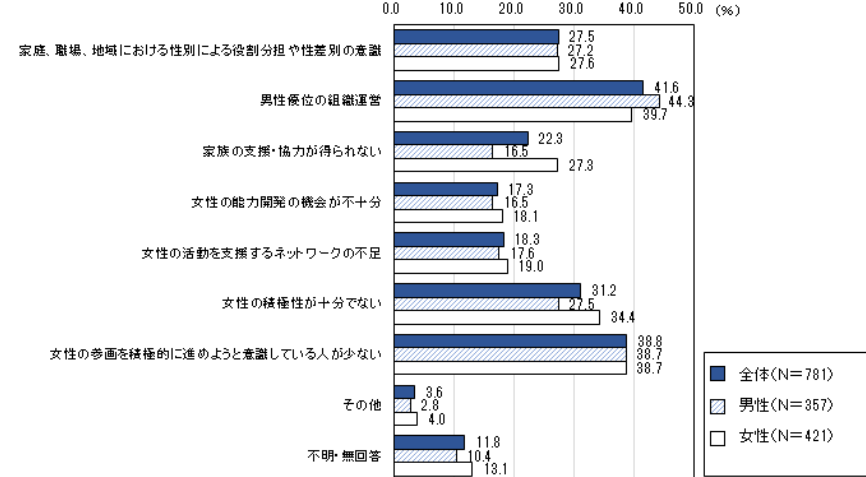
(7) 男女共同参画の実現に必要なことについて

① 5割以上の女性が保育・介護サービスの充実、4割以上が育児・介護休業制度の普及を希望している

男女共同参画の実現に必要なことについては、「保育や介護サービスの充実」が48.4%と最も高く、次いで「企業や事業所への育児・介護・看護のための休業制度等の普及」「企業や事業所への労働条件や待遇の改善普及」等、企業や事業所における環境整備が求められています。

また、事業所が男女共同参画を進めるにあたり、行政に対して望むことについては、「結婚や育児退職後の再就職及び能力開発の機会をつくる」「男女共同参画や女性の能力開発のための講座やセミナーを開催する」など女性の再就職を準備・支援する場が求められています。

■政策決定の場に女性の参画が少ない理由（複数回答）《H26市民意識調査 問27》



(7) 男女共同参画の実現に必要なことについて

① 5割以上の女性が保育・介護サービスの充実、4割以上が育児・介護休業制度の普及を希望している

男女共同参画の実現に必要なことについては、「保育や介護サービスの充実」が48.4%と最も高く、次いで「企業や事業所への育児・介護・看護のための休業制度等の普及」「企業や事業所への労働条件や待遇の改善普及」等、企業や事業所における環境整備が求められています。

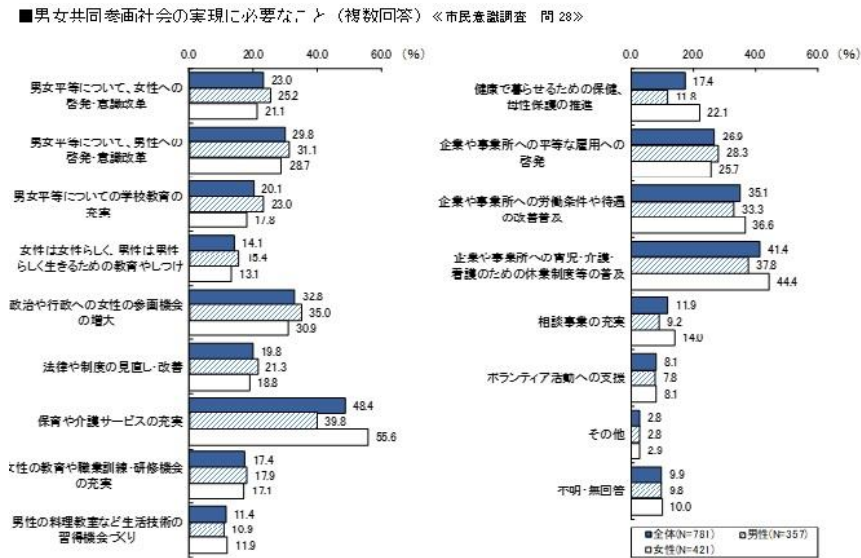
また、事業所が男女共同参画を進めるにあたり、行政に対して望むことについては、平成26年の調査、令和元年度の調査ともに「結婚や育児退職後の再就職及び能力開発の機会をつくる」「男女共同参画や女性の能力開発のための講座やセミナーを開催する」など女性の再就職を準備・支援する場が求められています。

グラフを見やすく訂正

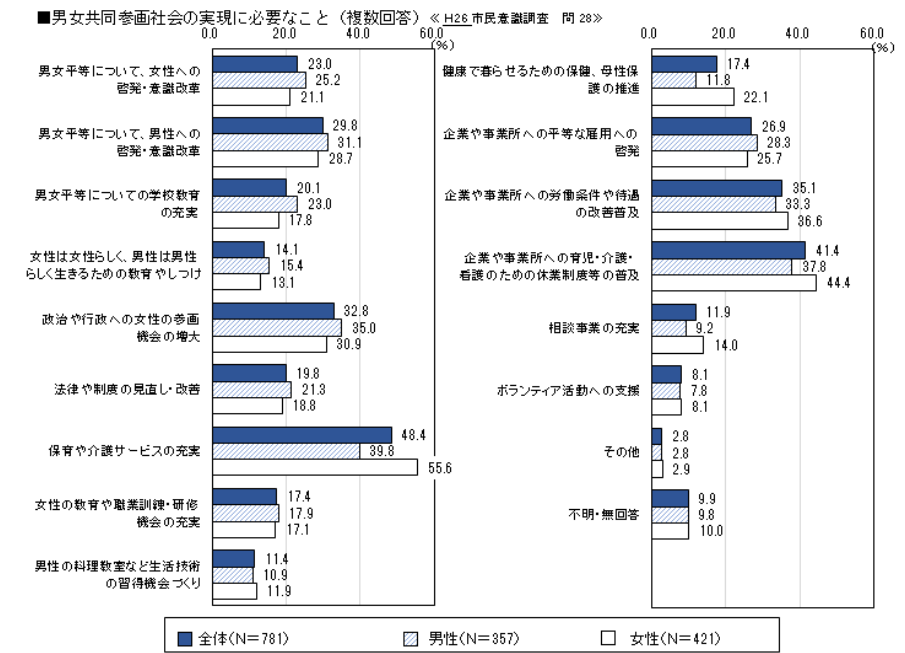
令和元年度調査結果について追記

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

教育・保育現場で児童・園児に必要な男女共同参画に関する気づきについてみると、保育士は「父親の子育てや家事への参加」「性別にかかわらず個性を發揮できる職業意識の醸成」等が高く、幼稚園や小学校教諭は「男女の身体的な性差を理解する」「性別にかかわらず個性を發揮できる職業意識の醸成」が高くなっています。



教育・保育現場で児童・園児に必要な男女共同参画に関する気づきについてみると、平成26年の調査、令和元年度の調査ともに、保育士は「父親の子育てや家事への参加」「性別にかかわらず個性を發揮できる職業意識の醸成」等が高く、こども園（幼稚園）や小学校の教員は「男女の身体的な性差を理解する」「性別にかかわらず個性を發揮できる職業意識の醸成」が高くなっています。

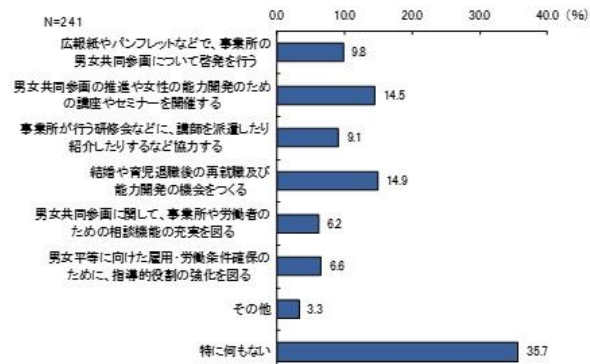


令和元年度調査結果について追記

グラフを見やすく訂正

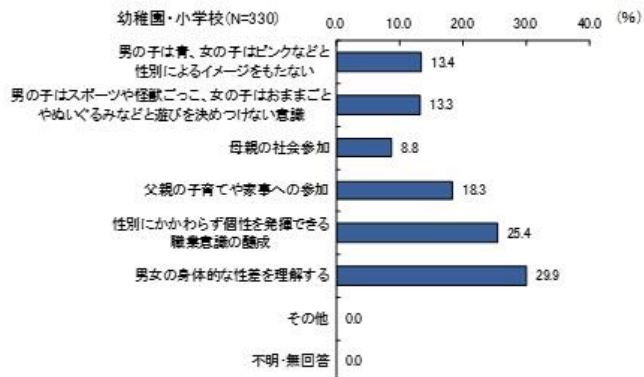
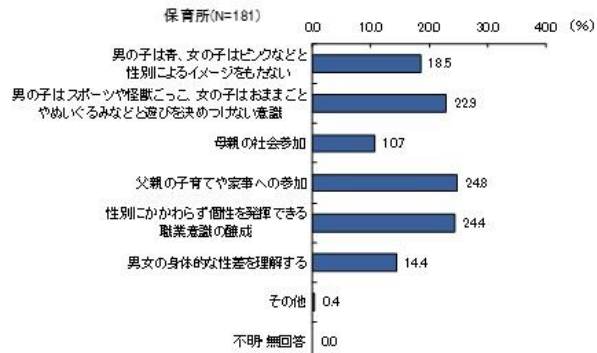
第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

■事業所の男女共同参画を進めるにあたり、行政に対して望むこと（複数回答）《事業所アンケート調査 問14》



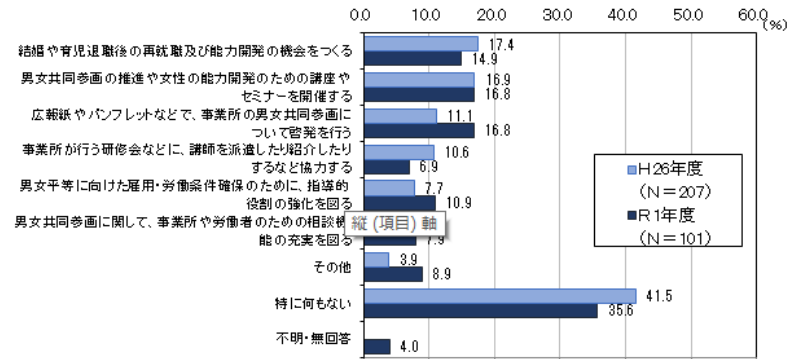
■教育・保育現場で児童・園児に必要な男女共同参画に関する気づき（複数回答）

《保育・教育現場アンケート調査 問12》



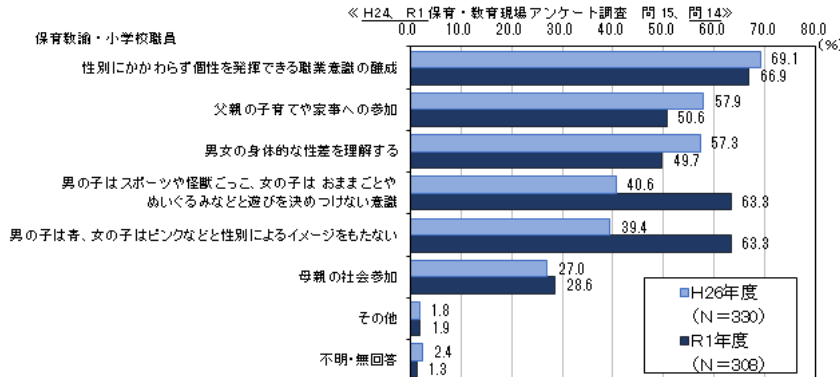
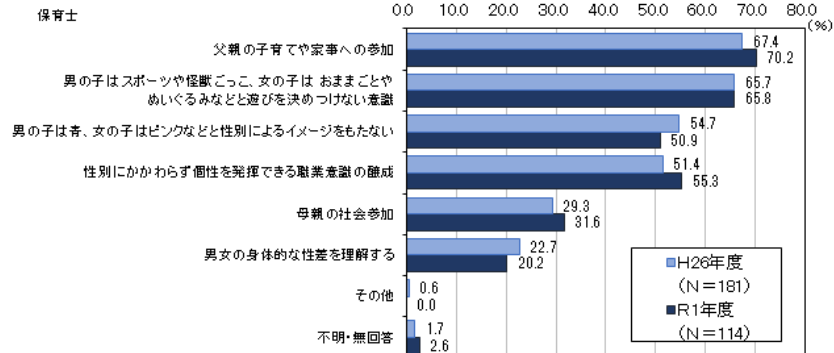
■事業所の男女共同参画を進めるにあたり、行政に対して望むこと（複数回答）

《H26、R1事業所アンケート調査 問14》



■教育・保育現場で児童・園児に必要な男女共同参画に関する気づき（複数回答）

《H24、R1保育・教育現場アンケート調査 問12》



令和元年度調査結果  
について掲載

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

<p>＝第2部 計画＝                  第1章 計画の理念                  1 基本理念等                  【基本理念】                  男女が輝きともに築く「女性活躍新時代」                  【計画名】                  第二次京丹後市男女共同参画 デュエットプランⅡ                  【10年間のビジョン】</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #e1eef6; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>人が集い、生き活きと働き、安心して子どもを産み育てる。                      女性の活躍がリードする豊かな地方創生のまちづくり。</p> </div> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>＝第2部 計画＝                  第1章 計画の理念                  1 基本理念等                  【基本理念】                  男女が輝きともに築く「女性活躍新時代」                  【計画名】                  第二次京丹後市男女共同参画 デュエットプランⅡ                  【10年間のビジョン】</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #e1eef6; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b><u>SDGs(※)の達成に向けたジェンダー平等の実現。</u></b>                      人が集い、生き活きと働き、安心して子どもを産み育てる。                      女性の活躍がリードする豊かな地方創生のまちづくり。</p> </div> <p>※SDGS（エス・ディー・ジーズ）とは・・・                  2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、ゴール5により、ジェンダー平等を達成し、世界中のすべての女性と女児の能力強化を行うことが掲げられています。</p>	<p>新規（①審議会後）</p>
--	--	------------------



<p><b>市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実</b></p>			<p><b>市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実</b></p>		
1	<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 固定的な性別役割分担の意識を見直すため、広報・啓発を通じて男女共同参画が男性にとっても重要であることの理解の促進に努めます。</li> <li>◇ 男女共同参画週間等において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発を進めます。</li> <li>◇ 男女共同参画の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるため、市民が学び合い、情報交換できるような場づくりや講座等の学習内容の充実に努めます。</li> <li>◇ 男女共同参画についての悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図るとともに広報に努めます。また、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、相談者のプライバシーや個人情報保護等、厳重な対応に努めます。</li> </ul>	市民課	1	<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 固定的な性別役割分担の意識を見直すため、広報・啓発を通じて男女共同参画が男性にとっても重要であることの理解の促進に努めます。</li> <li>◇ 男女共同参画週間等において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発を進めます。</li> <li>◇ 男女共同参画の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるため、市民が学び合い、情報交換できるような場づくりや講座等の学習内容の充実に努めます。</li> <li>◇ 男女共同参画についての悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図るとともに広報に努めます。また、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、相談者のプライバシーや個人情報保護等、厳重な対応に努めます。</li> </ul>	市民課
NO.	基本施策		NO.	基本施策	
	<p>意識調査や統計調査による実態把握の充実</p>			<p>意識調査や統計調査による実態把握の充実</p>	
2	<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 男女共同参画の取組みや働く女性の実態等に関して、意識調査等を実施し、その実態把握に努めるとともに、今後の諸施策への反映を進めます。</li> </ul>	市民課	2	<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 男女共同参画の取組みや働く女性の実態等に関して、意識調査等を実施し、その実態把握に努めるとともに、今後の諸施策への反映を進めます。</li> </ul>	市民課
NO.	基本施策		NO.	基本施策	
		担当課			担当課



第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

3	メディア・リテラシー※向上のための啓発		
	今後の方向性	<p>◇女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像等が改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアルの作成や啓発を通じて市民や各種団体、事業所等に呼びかけます。</p> <p>◇市民がメディアの情報を主体的に判断して選択・活用する能力を高めるための啓発、学習機会の提供に努めます。</p>	市民課

3	メディア・リテラシー※向上のための啓発		
	今後の方向性	<p>◇女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像等が改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアルの作成や啓発を通じて市民や各種団体、事業所等に呼びかけます。</p> <p>◇市民がメディアの情報を主体的に判断して選択・活用する能力を高めるための啓発、学習機会の提供に努めます。</p>	市民課

※メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

※メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

(2) 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します

NO.	基本施策		担当課
4	教育等を通じた意識改革の促進		市民課 学校教育課
	今後の方向性	<p>◇学校教育における男女共同参画に関する教育と生活指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実等、教職員への啓発に努めます。</p> <p>◇幼少期からの男女共同参画学習機会の提供に努めます。</p>	

(2) 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します

NO.	基本施策		担当課
4	教育等を通じた意識改革の促進		市民課 学校教育課
	今後の方向性	<p>◇学校教育における男女共同参画に関する教育と生活指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実等、教職員への啓発に努めます。</p> <p>◇幼少期からの男女共同参画学習機会の提供に努めます。</p>	

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

	◇家庭教育の役割も重要であることから、学校・ <u>幼稚園</u> ・保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。	社会教育課 子ども未来課		◇家庭教育の役割も重要であることから、学校・ <u>こども園</u> ・保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。	生涯学習課 子ども未来課	課名変更 幼稚園は廃止、「こども園」設置		
NO.	基本施策		NO.	基本施策				
	学校と連携した性教育等の実施	担当課		学校と連携した性教育等の実施	担当課	課名追加		
5	今後の方向性	◇性の不安や悩みに対する相談に応じ、子ども達の性への健全な感覚を培うよう努めます。	学校教育課	5	今後の方向性		◇性の不安や悩みに対する相談に応じ、子ども達の性への健全な感覚を培うよう努めます。	学校教育課
		◇学校と連携し、発達段階に応じた適切な性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒に対する教育・指導の充実に努めます。	健康推進課				◇学校と連携し、発達段階に応じた適切な性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒に対する教育・指導の充実に努めます。	健康推進課 学校教育課
2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり (1) まちづくりにおける政策・方針決定の場への女性参画を促進します			2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり (1) まちづくりにおける政策・方針決定の場への女性参画を促進します					
※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。			※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。					
NO.	基本施策	担当課	NO.	基本施策	担当課			
6	行政機構の見直し		6	行政機構の見直し				

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

旧計画			新計画			課名変更
NO.	基本施策	担当課	NO.	基本施策	担当課	
7	各種審議会等への女性の参画推進	人事課	7	各種審議会等への女性の参画推進	人事課	
	◆性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、庁内各分野における職員配置を見直し、男女がともに参画する行政運営に努めます。 ◆人事評価制度を効果的に活用した人材育成と能力開発やキャリア形成の仕組みを確立し、管理職への女性登用を積極的に進めます。 ◆男女を通じた長時間労働の是正や休暇取得の取組みを進め、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めます。 ◆女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、多様な任用形態や社会人採用等を積極的に取り入れ、女性の採用拡大をめざします。 ◆「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主行動計画に基づく施策を推進します。	人事課		◆性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、庁内各分野における職員配置を見直し、男女がともに参画する行政運営に努めます。 ◆人事評価制度を効果的に活用した人材育成と能力開発やキャリア形成の仕組みを確立し、管理職への女性登用を積極的に進めます。 ◆男女を通じた長時間労働の是正や休暇取得の取組みを進め、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めます。 ◆女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、多様な任用形態や社会人採用等を積極的に取り入れ、女性の採用拡大をめざします。 ◆「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主行動計画に基づく施策を推進します。	人事課	
	◆主要事業の推進において、男女双方の視点が活かせる組織体制を整えます。	企画政策課		◆主要事業の推進において、男女双方の視点が活かせる組織体制を整えます。	政策企画課	
	今後の方向性			今後の方向性		

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

	今後の方向性	<p>◇男女がともに意欲や能力を発揮できるまちづくりを実現するため、審議会等において委員数が男女いずれかに偏重することのないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図ります。</p> <p>◇審議会等の開催日時への配慮や公募制の活用等によって、より幅広い層からの参画促進に努めます。</p>	全課		今後の方向性	<p>◇男女がともに意欲や能力を発揮できるまちづくりを実現するため、審議会等において委員数が男女いずれかに偏重することのないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図ります。</p> <p>◇審議会等の開催日時への配慮や公募制の活用等によって、より幅広い層からの参画促進に努めます。</p>	全課	組織再編により、主管課変更。 役員選定について、市が働きかけることは不適切であるため、表現を変更。
NO.	基本施策		担当課	NO.	基本施策		担当課	
	地域における積極的な女性の参画		担当課		地域における積極的な女性の参画		担当課	
8	今後の方向性	<p>◇男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、<u>自治会等地域の団体に対して、役員選定の際、女性の登用を進めるよう</u>働きかけます。</p>	市民協働課	8	今後の方向性	<p>◇男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、<u>性差に関係なく地域の誰もが活躍できる新たな地域コミュニティの実現に向けて</u>働きかけます。</p>	政策企画課	
		<p>◇男女がともに意欲や能力を発揮できるよう各種まちづくりの取組みへの女性の参画を積極的に推進します。</p>	全課			<p>◇男女がともに意欲や能力を発揮できるよう各種まちづくりの取組みへの女性の参画を積極的に推進します。</p>	全課	

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

(2) 女性の活躍を促進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	女性のネットワーク形成		
9	今後の方向性	◇家庭との両立や再就職等について、業種や年代を超えて女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。	商工振興課
		◇「京丹後市女性連絡協議会」における女性関連イベントの開催や団体間の情報交換等を通じて、団体の自立や自発的な活動を支援します。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	女性の能力開発とリーダー育成		
10	今後の方向性	◆ _____ 女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めるとともに、開催場所や日時に配慮し参加促進を図ります。	商工振興課
		◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。 ◆府や近隣市町、関係各課と連携して、学校教育の場を通じた効果的なキャリア教育の実施方法について検討を進めます。	市民課 _____

(2) 女性の活躍を促進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	女性のネットワーク形成		
9	今後の方向性	◇家庭との両立や再就職等について、業種や年代を超えて女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。	商工振興課
		◇「京丹後市女性連絡協議会」における女性関連イベントの開催や団体間の情報交換等を通じて、団体の自立や自発的な活動を支援します。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	女性の能力開発とリーダー育成		
10	今後の方向性	◆ <u>京都産業 21 北部支援センター、職業訓練センター等と連携し、女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めます。</u>	商工振興課
		◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。	市民課

変更 (①審議会後)

キャリア教育の実施について学校教育課を追加したため、施策を分割して表示

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

NO.	基本施策	担当課	NO.	基本施策	担当課
11	防災・災害対応への男女共同参画の推進	総務課	11	防災・災害対応への男女共同参画の推進	総務課
	◇災害応急対策として、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。 ◇地域の自主防災組織において男女双方の視点に基づいた活動が行えるよう女性の参画を促進します。			◇災害応急対策として、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。 ◇地域の自主防災組織において男女双方の視点に基づいた活動が行えるよう女性の参画を促進します。	
	◇ _____ _____ _____			◇男女共同参画の視点に立った災害や防災に関する備えや知識の普及、情報提供に努めます。	市民課
12	雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進	市民課	12	雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進	市民課
	◇女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。	商工振興課		◇女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。	

学校教育課名を追加

市民課  
学校教育課

新規 (①審議会後)

市民課担当分をひとつにまとめる

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

	◇企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。	市民課		◇企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。		新規 (①審議会後) 順番並び替え
				◇市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。		
NO.	基本施策	担当課		◇企業における男女間の賃金格差の是正等をはじめ、登用機会・待遇の均等に向けた啓発を進めるとともに、男女共同参画の取組みを支援するよう情報提供に努めます。	商工振興課	
	多様な就業形態の普及					
13	今後の方向性 ◆新たなワークスタイルとしてテレワークを確立し、男女が仕事と家庭を両立することができる就労確保に努めます。 ◆フレックスタイム制度や在宅勤務等を促進し、多様な就労形態の増加に対応するための、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。 ◆パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。	商工振興課				
NO.	基本施策	担当課				
14	農林漁業における男女のパートナーシップの促進	担当課				
NO.	基本施策	担当課				
13	今後の方向性 ◆新たなワークスタイルとしてテレワークを確立し、男女が仕事と家庭を両立することができる就労確保に努めます。 ◆フレックスタイム制度や在宅勤務等を促進し、多様な就労形態の増加に対応するための、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。 ◆パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。	商工振興課				
NO.	基本施策	担当課				
14	農業における男女のパートナーシップの促進	担当課				

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

	今後の方向性	◇ __男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、農林漁業者への「家族経営協定」の締結等の学習機会や啓発活動の充実に努めます。	農政課 海業水産課		今後の方向性	◇ __京都府農業改良普及センターと連携して、男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、農業従事者への「家族経営協定」の締結等の学習機会や啓発活動の充実に努めます。	農業振興課	課名変更 変更 (①審議会後)
NO.	基本施策		担当課	NO.	基本施策		担当課	
	女性の活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与		担当課		女性の活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与		担当課	
15	今後の方向性	◆女性の職業生活における活躍の推進に向けて優れた取組みを行う企業に対する表彰や、好事例の発信により、市内事業主の女性の活躍推進に向けた取組みを行います。 ◆府の認証制度を活用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内事業者から優先して物品を調達できる取組みの導入を検討します。	市民課	15	今後の方向性	◆女性の職業生活における活躍の推進に向けて優れた取組みを行う企業に対する表彰や、好事例の発信により、市内事業主の女性の活躍推進に向けた取組みを行います。 ◆府の認証制度を活用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内事業者から優先して物品を調達できる取組みの導入を検討します。	市民課	
NO.	基本施策		担当課	NO.	基本施策		担当課	
	職場におけるハラスメントの根絶		担当課		職場におけるハラスメントの根絶		担当課	
16	今後の方向性	◆セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の根絶に向けて、広報等を通じてこれらを許さない市民への意識啓発や、女性が安心して働くことのできる職場づくりに向けた取組みを促進します。	市民課	16	今後の方向性	◆セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の根絶に向けて、広報等を通じてこれらを許さない市民への意識啓発や、女性が安心して働くことのできる職場づくりに向けた取組みを促進します。	市民課	



第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけれます。

NO.	基本施策		担当課
	家庭における男女の家事、育児、介護の分担		
17	今後の方向性	◇男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をともに担うという意識の醸成を図り、これらに必要となる実践的な知識・技術を身につける講座を開催します。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	男性の長時間労働の見直し		
18	今後の方向性	◆長時間労働を抑制しながら、企業の生産性と就業者の多様なライフスタイルを両立するため、企業等に対し、 <u>朝型の働き方（やむを得ない残業は翌日の朝に回して、夕方に退社）</u> の周知啓発に努めます。 ◆企業における男性の積極的な育児参画を進めるため、各種休暇の取得促進に向けた周知啓発に努めます。	市民課 商工振興課

(4) 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけれます。

NO.	基本施策		担当課
19	起業支援・就労支援		

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけれます。

NO.	基本施策		担当課
	家庭における男女の家事、育児、介護の分担		
17	今後の方向性	◇男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をともに担うという意識の醸成を図り、これらに必要となる実践的な知識・技術を身につける講座を開催します。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	男性の長時間労働の見直し		
18	今後の方向性	◆長時間労働を抑制しながら、企業の生産性と就業者の多様なライフスタイルを両立するため、企業等に対し、 <u>フレックスタイム制度、時差勤務などの柔軟な業務時間のあり方等</u> の周知啓発に努めます。 ◆企業における男性の積極的な育児参画を進めるため、各種休暇の取得促進に向けた周知啓発に努めます。	市民課 商工振興課

(4) 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけれます。

NO.	基本施策		担当課
19	起業支援・就労支援		

朝方に限定せず、柔軟な働き方を推進するため、表現訂正。

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

						変更 (①審議会後)	
	今後の方向性	◆ _____ 起業をめざす女性や、すでに経営者である女性、農業や漁業、機業等自営業を営む世帯の女性に対して、経営や技術に関する研修機会を充実し、支援に努めます。	商工振興課	今後の方向性	◆ 関係機関と連携し、起業をめざす女性や、すでに経営者である女性、農業や漁業、機業等自営業を営む世帯の女性に対する、経営や技術に関する研修機会の充実、支援に努めます。	商工振興課	
		◆ 国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。			◆ 国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。		
		◆ 女性が、個性と能力を最大限に発揮して希望する形での活躍が実現できるよう、職業生活と家庭生活との両立が可能となる就労形態や専門資格等を活かした再就職支援のあり方について検討を進めます。			◆ 女性が、個性と能力を最大限に発揮して希望する形での活躍が実現できるよう、職業生活と家庭生活との両立が可能となる就労形態や専門資格等を活かした再就職支援のあり方について検討を進めます。		
		◆ 起業、就労、子育て支援等、地方創生に向けた施策を総合的に推進することにより、子育て世代を中心に本市への移住が魅力を持って促されるよう環境づくりを行います。	全課		◆ 起業、就労、子育て支援等、地方創生に向けた施策を総合的に推進することにより、子育て世代を中心に本市への移住が魅力を持って促されるよう環境づくりを行います。	全課	
NO.	基本施策		担当課	NO.	基本施策		担当課
	婚活支援とイクメン、ケアメン、カジダンの応援		担当課		婚活支援とイクメン、ケアメン、カジダンの応援		担当課
20	今後の方向性	◆ 婚活支援の各種イベント、セミナー等の機会を活用して、男女共同参画に通じる知識等を学ぶ機会の提供に努めます。	企画政策課 市民課	20	今後の方向性	◆ 婚活支援の各種イベント、セミナー等の機会を活用して、男女共同参画に通じる知識等を学ぶ機会の提供に努めます。	政策企画課 市民課
						課名変更	

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男性の働き方の見直しや、男女が協力して子育てにかかわることについての実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努め、父親が家事・育児へ参画することの重要性を啓発します。</li> <li>◆女性の職業生活における活躍の推進への市民の関心と理解を深めるため、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。</li> </ul>	市民課		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男性の働き方の見直しや、男女が協力して子育てにかかわることについての実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努め、父親が家事・育児へ参画することの重要性を啓発します。</li> <li>◆女性の職業生活における活躍の推進への市民の関心と理解を深めるため、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。</li> </ul>	市民課
NO.	基本施策	担当課	NO.	基本施策	担当課
	地域で子育てを支える環境づくり	担当課		地域で子育てを支える環境づくり	担当課
21	<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室等、相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。</li> <li>◇市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンターの相互援助機能を活用して、介護や育児を経験した女性の能力を活かした子育て支援の充実に努めます。</li> <li>◇地域住民からの情報提供等、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応に努めます。</li> </ul>	子ども未来課	21	<p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室等、相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。</li> <li>◇市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンターの相互援助機能を活用して、介護や育児を経験した女性の能力を活かした子育て支援の充実に努めます。</li> <li>◇地域住民からの情報提供等、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応に努めます。</li> </ul>	子ども未来課

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

3 寄り添い支え合うまちづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりを充実します

NO.	基本施策		担当課
	生涯を通じた健康づくり支援		
22	今後の方向性	◇健康診査、がん検診を受診しやすい条件整備に努めるとともに、男女の性差やそれぞれの年代に応じた健康教育・健康相談等の充実を図ります。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課
	妊娠出産期等における健康づくり支援		
23	今後の方向性	◇安心して妊娠・出産ができるよう、不妊治療等や妊婦健診の費用の負担軽減をはじめ、保健指導・相談の充実等、環境整備に努めます。	健康推進課

(2) 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	子どもの健やかな成長支援		
24	今後の方向性	◇各種乳幼児健診の充実努めるとともに、疾病や発達遅れ等がみられる乳幼児への早期対応や子育て不安の解消に向けた相談活動を行い、子どもの健やかな成長の継続的な支援に努めます。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課

3 寄り添い支え合うまちづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりを充実します

NO.	基本施策		担当課
	生涯を通じた健康づくり支援		
22	今後の方向性	◇健康診査、がん検診を受診しやすい条件整備に努めるとともに、男女の性差やそれぞれの年代に応じた健康教育・健康相談等の充実を図ります。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課
	妊娠出産期等における健康づくり支援		
23	今後の方向性	◇安心して妊娠・出産ができるよう、不妊治療等や妊婦健診の費用の負担軽減をはじめ、保健指導・相談の充実等、環境整備に努めます。	健康推進課

(2) 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	子どもの健やかな成長支援		
24	今後の方向性	◇各種乳幼児健診の充実努めるとともに、疾病や発達遅れ等がみられる乳幼児への早期対応や子育て不安の解消に向けた相談活動を行い、子どもの健やかな成長の継続的な支援に努めます。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課

保育サービス・高齢者介護支援体制の充実		
25 今後の方向性	◆延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、休日保育や病後児保育の実施、放課後児童クラブ、一時預かり保育事業の充実等、多様なサービス展開を図ります。	子ども未来課
	◆本人や家族の介助ニーズに対応したサービスの充実や質の向上に取組み、介護家族の負担軽減を図ります。 ◆家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進に努めます。	長寿福祉課
	◆ダブルケア※の問題等、介護や子育て両方の負担に悩む男女を支えるため、きめ細やかなサービスの充実に努めます。	子ども未来課 長寿福祉課

※ダブルケア：親の介護と子育てを同時にしなければならない状態。近年、少子化と高齢化の同時進行や女性の晩婚化で出産年齢が高齢化していることから、こうした課題を抱える世帯が全国的に増加している。

(3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

NO.	基本施策	担当課
26	高齢者の生きがい活動・社会活動の推進	

保育サービス・高齢者介護支援体制の充実		
25 今後の方向性	◆延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、休日保育や病後児保育の実施、放課後児童クラブ、一時預かり保育事業の充実等、多様なサービス展開を図ります。	子ども未来課
	◆本人や家族の介助ニーズに対応したサービスの充実や質の向上に取組み、介護家族の負担軽減を図ります。 ◆家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進に努めます。	長寿福祉課
	◆ダブルケア※の問題等、介護や子育て両方の負担に悩む男女を支えるため、きめ細やかなサービスの充実に努めます。	子ども未来課 長寿福祉課

※ダブルケア：親の介護と子育てを同時にしなければならない状態。近年、少子化と高齢化の同時進行や女性の晩婚化で出産年齢が高齢化していることから、こうした課題を抱える世帯が全国的に増加している。

(3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

NO.	基本施策	担当課
26	高齢者の生きがい活動・社会活動の推進	

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

	今後の方向性	<p>◇高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるための学習機会や健康教室、地域交流や世代間交流等の充実を図ります。</p> <p>◇性別にかかわらず、それぞれの特技や能力を發揮できるよう就労意欲に応じた多様な就労の機会づくりを促進します。</p>	長寿福祉課		今後の方向性	<p>◇高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるための学習機会や健康教室、地域交流や世代間交流等の充実を図ります。</p> <p>◇性別にかかわらず、それぞれの特技や能力を發揮できるよう就労意欲に応じた多様な就労の機会づくりを促進します。</p>	長寿福祉課	
NO.	基本施策		担当課	NO.	基本施策		担当課	
	障害者の雇用・社会参加の促進		担当課		障害者の雇用・社会参加の促進		担当課	
27	今後の方向性	<p>◇自立支援協議会やハローワーク、<u>障害者就労支援センター</u>等と連携して、職場実習や企業訪問等を実施し、障害者雇用を推進します。</p>	障害者福祉課	27	今後の方向性	<p>◇自立支援協議会やハローワーク、<u>障害者就業・生活支援センター</u>等と連携して、職場実習や企業訪問等を実施し、障害者雇用を推進します。</p>	障害者福祉課	センター名称変更
NO.	基本施策		担当課	NO.	基本施策		担当課	
	外国人が暮らしやすい環境づくりの推進		担当課		外国人が暮らしやすい環境づくりの推進		担当課	
28	今後の方向性	<p>◇日本人市民と外国人市民の相互理解を深め、外国人市民が自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、交流事業の実施や外国語の学習機会の提供、通訳・翻訳ボランティアの発掘・派遣等、<u>多言語人材の育成</u>に努めます。</p> <p>◇多文化共生を促進し、相互の人権尊重を図るため、多言語による情報提供や相談体制の充実に努めます。</p>	企画政策課	28	今後の方向性	<p>◇日本人市民と外国人市民の相互理解を深め、外国人市民の<u>自立した生活</u>を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、交流事業の実施や外国語の学習機会の提供、通訳・翻訳ボランティアの発掘・派遣等、<u>外国人が暮らしやすい環境づくり</u>に努めます。</p> <p>◇多文化共生を促進し、相互の人権尊重を図るため、多言語による情報提供や相談体制の充実に努めます。</p>	政策企画課	めざす方向性の変更 課名変更

(4) ひとり親家庭等の自立を支援します

NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実		
29	今後の方向性	◇ひとり親家庭の抱える様々な課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実に努めます。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	経済的自立に向けた支援		
30	今後の方向性	◇養育費の確保に向けた支援、保育サービスや自立支援に関する福祉サービスの充実等により、安心して子育てと仕事ができるよう支援します。 ◇職業能力向上のための技能研修会等、就労支援を推進するとともに、新たな制度の周知を図ります。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	地域活動等に参加できる環境づくり		
31	今後の方向性	◇社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。	生活福祉課

4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

(1) 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます

(4) ひとり親家庭等の自立を支援します

NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実		
29	今後の方向性	◇ひとり親家庭の抱える様々な課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実に努めます。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	経済的自立に向けた支援		
30	今後の方向性	◇養育費の確保に向けた支援、保育サービスや自立支援に関する福祉サービスの充実等により、安心して子育てと仕事ができるよう支援します。 ◇職業能力向上のための技能研修会等、就労支援を推進するとともに、新たな制度の周知を図ります。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	地域活動等に参加できる環境づくり		
31	今後の方向性	◇社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。	生活福祉課

人権が尊重される安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

(1) 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます

NO.	基本施策	担当課
	性暴力、性犯罪、ストーカー被害の未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知	担当課
32	<p>◆ストーカー行為等、様々な暴力の根絶に向けて、これらを許さない意識の醸成を図るための、取組みを進めます。</p> <p>◆広報・ホームページへの掲載等により、ストーカー規制法等に関する情報提供を行います。</p>	市民課
NO.	基本施策	担当課
	相談体制の充実と被害者支援	担当課
33	<p>◆広報により、国や府、警察や市、犯罪被害者支援センター等が行っている被害者支援や相談窓口の周知を図ります。</p> <p>◆女性相談や女性問題アドバイザーによる電話相談等を通して、性暴力、性犯罪、ストーカー被害の悩みを持つ市民の心のケアに努めます。</p>	市民協働課 市民課

(2) DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

NO.	基本施策	担当課
34	DVの未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知	担当課

NO.	基本施策	担当課
	性暴力、性犯罪、ストーカー被害の未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知	担当課
32	<p>◆ストーカー行為等、様々な暴力の根絶に向けて、これらを許さない意識の醸成を図るための、取組みを進めます。</p> <p>◆広報・ホームページへの掲載等により、ストーカー規制法等に関する情報提供を行います。</p>	市民課
NO.	基本施策	担当課
	相談体制の充実と被害者支援	担当課
33	<p>◆広報により、国や府、警察や市、犯罪被害者支援センター等が行っている被害者支援や相談窓口の周知を図ります。</p> <p>◆女性相談や女性電話相談等 _____を通して、性暴力、性犯罪、ストーカー被害の悩みを持つ市民の心のケアに努めます。</p>	市民課

(2) DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

NO.	基本施策	担当課
34	DVの未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知	担当課

組織再編により、担当が市民課となったため課名変更し、ひとつにまとめる。  
「女性問題アドバイザーによる」を削除



第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇配偶者等からの暴力をなくす啓発期間において、DV防止法の周知や暴力についての学習・啓発活動を実施します。</li> <li>◇民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談窓口の周知を図ります。</li> <li>◇<u>女性問題アドバイザーの相談技術の向上のため、継続的な研修を実施します。</u></li> </ul>	市民課		今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇配偶者等からの暴力をなくす啓発期間において、DV防止法の周知や暴力についての学習・啓発活動を実施します。</li> <li>◇民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談窓口の周知を図ります。</li> <li>◇<u>相談業務を円滑にするため、研修等の受講により、相談技術の向上に努めます。</u></li> </ul>	市民課	アドバイザーに限定した表記を削除  変更 (①審議会後)  課名変更 市の実情を考慮し、ホ ンデリングや生命の メッセージ展等によ る犯罪被害者支援を 継続して実施する。 新規 (①審議会後)  新規 (①審議会後)
NO.	基本施策		担当課	NO.	基本施策		担当課	
	相談体制の充実と被害者____支援		担当課		相談体制の充実と被害者・加害者支援		担当課	
35	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。</li> <li>◇被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し<u>途切れることのない多方面からの犯罪被害者支援</u>に努めます。</li> </ul>	市民課  市民協働課	35	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。</li> <li>◇被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し_____犯罪被害者支援に努めます。</li> <li>◇<u>関係機関と連携し、男性でも相談しやすい環境の整備・啓発に努めます。</u></li> <li>◇<u>国や京都府と連携し、加害者更生支援について啓発に努めます。</u></li> </ul>	市民課  市民課	

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

◇女性相談や女性問題アドバイザーによる電話相談等を通して、ドメスティック・バイオレンスの悩みを持つ市民の心のケアに努めます。	市民課 子ども未来課
◇DVがある家庭の子どもの状況把握に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。	

◇女性相談や女性電話相談等 _____を通して、ドメスティック・バイオレンスの悩みを持つ市民の心のケアに努めます。	市民課 子ども未来課
◇DVがある家庭の子どもの状況把握に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。	

「女性問題アドバイザーによる」を削除

第3章 計画の進捗管理

1 重点目標の設定

計画の実効性を高めるため、基本目標ごとに成果目標の設定を行い、事業の実績等を把握することにより、成果を客観的に把握します。計画に掲げた個々の取組内容の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。

基本方針1 思いやり深まるまちづくり

NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成26年度	平成37年度
1	男女共同参画啓発パンフレット作成・配布 【市民課】	年間1冊	年間1冊
2	男女共同参画セミナーの開催数 【市民課】	5回	6回

第3章 計画の進捗管理

1 重点目標の設定

計画の実効性を高めるため、基本目標ごとに成果目標の設定を行い、事業の実績等を把握することにより、成果を客観的に把握します。計画に掲げた個々の取組内容の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。

基本方針1 思いやり深まるまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
1	男女共同参画啓発パンフレット作成・配布 【市民課】	年間1冊	年間1冊	年間1冊
2	男女共同参画セミナーの開催数 【市民課】	5回	6回	6回

令和元年度数値を追加

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

3	人権学習会の開催数 【市民課】	20回	12回※
4	人権学習会への参加者数 【市民課】	1,908人	1,200人※

※平成 37 年度の目標値は「第 2 次京丹後市総合計画」における目標値と整合を図っています。

基本方針 2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成 26 年度	平成 37 年度
5	男女いずれかの職員比率が 80%を超えた行政部局数 (部単位)(市職員) 【人事課】	全 21 部局中 8 部局	全 21 部局中 7 部局
6	行政職管理職(課長補佐級以上)への女性登用率(市職員) 【人事課】	29.7%	35.0%
7 (新)	男性職員の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加の	-	

3	人権学習会の開催数 【市民課】	20回	16回	17回※
4	人権学習会への参加者数 【市民課】	1,908人	1,486人	2,000人

※令和 7 年度の目標値は「第 2 次京丹後市総合計画」における目標値との整合を図った数値であり、事業の縮小を前提とするものではありません。

基本方針 2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成 26 年度	令和元年度	令和 7 年度
5	男女いずれかの職員比率が 80%を超えた行政部局数 (部単位)(市職員) 【人事課】	全 21 部局中 8 部局	全 21 部局中 5 部局	全 21 部局中 7 部局
6	管理職(課長補佐級以上)への女性登用率(市職員) 【人事課】	29.7%	29.5%	35.0%
7 —	男性職員の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加	-	出産 64.0%	100%

変更 (①審議会後)  
総合計画見直しにあたり目標値訂正。

表現訂正

病院やこども園等に勤務する職員も含めた数値のため、「行政職」削除

「新規」の表記削除

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

規)	ための休暇(5日)の取得率 (市職員) 【人事課】		100%
8	審議会等における女性委員比率 【市民課】	25.7%	40.0%
9	就業者における家事従事時間の男女格差(女性過多) 【市民課】	1時間 51分	1時間

—	のための休暇(5日)の取得率(市職員) 【人事課】		育児 4.0% (平成 30年度)	
8	審議会等における女性委員比率 【市民課】	25.7%	25.8%	40.0%
9	就業者における家事従事時間の男女格差(女性過多) 【市民課】	1時間 51分	—	1時間

基本方針2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

N O.	指 標	現状値	目標値
	内 容	平成 26 年度	平成 37 年度
10	就業支援講座の開催数 【商工振興課】	年 1 回	年 4 回
11	家族経営協定の締結農家数 【農政課】	9 戸	15 戸
12	再就職・起業相談会の開催数 【商工振興課】	25 回	25 回

基本方針2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

N O.	指 標	策定時	現状値	目標値
	内 容	平成 26 年度	令和元 年度	令和 7 年度
10	就業支援講座の開催数 【商工振興課】	年 1 回	年 1 回	年 2 回
11	家族経営協定の締結農家数 【農業振興課】	9 戸	9 戸	15 戸
12	再就職・起業相談会の開催数 【商工振興課】	25 回	24 回	25 回

年 4 回の実施は現実的に厳しいため、縮小  
課名変更

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

13	子育て支援センターの設置数 【子ども未来課】	7ヶ所	8ヶ所
----	---------------------------	-----	-----

基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり

NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成26年度	平成37年度
14	「生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業」の開催数 【健康推進課】	11回	12回
15	乳がん検診の受診率 【健康推進課】	48.2%	50.0%
16	子宮がん検診の受診率 【健康推進課】	44.7%	50.0%
17	自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発講座開催数 【健康推進課】	26回	講演会 1回 出前講座 30回
18	延長保育の実施箇所数 【子ども未来課】	11ヶ所	11ヶ所
19	低年齢児の保育実施箇所数 【子ども未来課】	11ヶ所	14ヶ所

<del>13</del>	<del>子育て支援センターの設置数 【子ども未来課】</del>	<del>7ヶ所</del>	<del>8ヶ所</del>	<del>8ヶ所</del>
---------------	---------------------------------------	----------------	----------------	----------------

基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
13	「生命の尊さや心身の健康について学習を行う保健事業」の開催数 【健康推進課】	11回	11回	12回
14	乳がん検診の受診率 【健康推進課】	48.2%	49.4%	50.0%
15	子宮がん検診の受診率 【健康推進課】	44.7%	43.0%	50.0%
16	自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発講座開催数 【健康推進課】	26回	8回	講演会 1回 出前講座 5回
<del>18</del>	<del>延長保育の実施箇所数 【子ども未来課】</del>	<del>11ヶ所</del>	<del>15ヶ所</del>	<del>11ヶ所</del>
<del>19</del>	<del>低年齢児の保育実施箇所数 【子ども未来課】</del>	<del>11ヶ所</del>	<del>15ヶ所</del>	<del>14ヶ所</del>

削除 (①審議会後)

変更 (①審議会後)  
現状(自殺者の減少)と第2次自殺のないまちづくり行動計画との整合性を図る。

削除 (①審議会後)

削除 (①審議会後)

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

20	休日保育の実施箇所数 【子ども未来課】	2ヶ所	6ヶ所
21	病後児保育事業の実施箇所数 【子ども未来課】	—	1ヶ所
22	一時預かり保育事業の実施箇所数 【子ども未来課】	6ヶ所	8ヶ所

17	休日保育の実施箇所数 【子ども未来課】	2ヶ所	4ヶ所	6ヶ所
24	病後児保育事業の実施箇所数 【子ども未来課】	—	1ヶ所	1ヶ所
22	一時預かり保育事業の実施箇所数 【子ども未来課】	6ヶ所	10ヶ所	8ヶ所

削除（①審議会後）

削除（①審議会後）

基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり

N O.	指標	現状値	目標値
	内容	平成26年度	平成37年度
23	放課後児童クラブの実施箇所数 【子ども未来課】	10ヶ所	10ヶ所
24	介護保険地域密着型サービス拠点数 (グループホーム・小規模多機能型サービス事業所) 【長寿福祉課】	23ヶ所	30ヶ所
25	グループホーム設置数 【障害者福祉課】	6ヶ所	10ヶ所
26	ホームヘルプサービス事業所数 【障害者福祉課】	9ヶ所	12ヶ所

基本方針3 寄り添い支え合うまちづくり

N O.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
23	放課後児童クラブの実施箇所数 【子ども未来課】	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
24	介護保険地域密着型サービス拠点数 (グループホーム・小規模多機能型サービス事業所) 【長寿福祉課】	23ヶ所	30ヶ所	30ヶ所
18	グループホーム設置数 【障害者福祉課】	6ヶ所	7ヶ所	10ヶ所
19	ホームヘルプサービス事業所数 【障害者福祉課】	9ヶ所	8ヶ所	10ヶ所

削除（①審議会後）

削除（①審議会後）

変更（②審議会後）

総合計画との整合性を図る。(人員の確保等が困難になってきている現状がある)

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

27	ショートステイサービス提供事業所数 【障害者福祉課】	9ヶ所	<u>11ヶ所</u>
28	国際理解・多文化共生講座の開催数 【企画政策課】	年6回	年7回
29	多言語対応人材の育成者数 (英語講座等を通じて人材育成) 【企画政策課】	80人	120人
30	ひとり親同士の交流機会数 【生活福祉課】	年2回	年 <u>2</u> 回

20	ショートステイサービス提供事業所数 【障害者福祉課】	9ヶ所	12ヶ所	<u>15ヶ所</u>
21	国際理解・多文化共生講座の開催数 【政策企画課】	年6回	年8回	年7回
22	多言語対応人材の育成者数 (英語講座等を通じて人材育成) 【政策企画課】	80人	77人	120人
23	ひとり親同士の交流機会数 【生活福祉課】	年2回	年4回	年 <u>4</u> 回

現在の総合計画の目標値へ変更

課名変更

課名変更

変更(①審議会後)

基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

NO.	指標	現状値	目標値
	内容	平成26年度	平成27年度
31	女性相談の実施回数 【市民課】	月3回	週1回
<u>32</u>	ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合(住民意識調査結果)	13.6%	0.0%

基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
31	女性相談の実施回数 【市民課】	月3回	<u>平日実施</u> (祝日、 <u>年末年始を除</u> )	<u>週1回</u>

電話相談については、開庁日は毎日実施しているため、削除

第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

	【市民課】		
--	-------	--	--

24	ドメスティック・バイオレンスを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合(住民意識調査結果) 【市民課】	13.6%	—	0.0%
----	---	-------	---	------

(追加)

目標を達成した項目

本市の現状を踏まえ、今後は現状値を維持することで計画を推進していきます。

新規 (①審議会後)

N O.	指 標	策定時	現状値	目標値
	内 容	平成 26 年度	令和元 年度	(令和7 年度)
1	延長保育の実施箇所数 【子ども未来課】	11ヶ所	15ヶ所	11ヶ所
2	低年齢児の保育実施箇所数 【子ども未来課】	11ヶ所	15ヶ所	14ヶ所
3	病後児保育事業の実施箇所数 【子ども未来課】	—	1カ所	1ヶ所



第二次京丹後市男女共同参画計画 新旧対照表

4	一時預かり保育事業の実施箇所数 【子ども未来課】	6ヶ所	10ヶ所	8ヶ所
5	放課後児童クラブの実施箇所数 【子ども未来課】	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
6	介護保険地域密着型サービス拠点数 (グループホーム・小規模多機能型サービス事業所) 【長寿福祉課】	23ヶ所	30ヶ所	30ヶ所
7	女性相談の実施回数 【市民課】	月3回	平日実施 (祝日、年末年始を除く)	週1回

2 推進体制の強化と施策の計画的な推進  
(略)

2 推進体制の強化と施策の計画的な推進  
(略)